

富士見市一般廃棄物処理基本計画 第3次計画
(素案)

令和2年●月●日

目次

| | |
|------------------------------|----|
| 第1編 ごみ処理基本計画 | 1 |
| 第1章 計画改定の趣旨 | 1 |
| 1. 趣旨 | 1 |
| (1) 計画の目的 | 1 |
| (2) 改定の背景 | 1 |
| 2. 計画期間 | 2 |
| 3. 計画の位置づけ | 3 |
| 第2章 ごみ処理の現状 | 4 |
| 1. 人口と世帯の動向 | 4 |
| 2. 事業所の動向 | 5 |
| 3. 土地利用の動向 | 6 |
| 4. ごみ処理体制（フロー・収集運搬体制） | 7 |
| (1) ごみ処理フロー | 7 |
| (2) 収集・運搬・処分 | 8 |
| 5. ごみ排出量・処分量の推移 | 10 |
| (1) ごみ総排出量の推移 | 10 |
| (2) 家庭系ごみ排出量の推移 | 11 |
| (3) 事業系ごみ排出量の推移 | 11 |
| (4) 人口1人1日あたりのごみ排出量の推移 | 12 |
| (5) 資源ごみ排出量の推移 | 12 |
| (6) 焼却灰・不燃残渣の排出量の推移 | 13 |
| 6. 可燃ごみの組成 | 14 |
| 7. ごみ処理に伴う温室効果ガス排出量 | 15 |
| 8. ごみ処理経費 | 16 |
| 9. 不法投棄の現況 | 17 |
| 10. 類似団体との比較 | 19 |
| 第3章 第2次計画の達成状況と課題の整理 | 21 |
| 1. 数値目標の達成状況 | 21 |
| (1) 目標の達成状況 | 21 |
| (2) 国・県の目標値との比較 | 22 |
| 2. 各施策の取組状況と今後の課題 | 22 |
| 第4章 将来予測 | 25 |
| 1. 人口の将来予測 | 25 |
| 2. 事業所数・従業者数の将来予測 | 26 |
| 3. 土地利用の将来予測 | 26 |
| 4. ごみ排出量・処理量の将来予測 | 27 |

| | |
|----------------------------|----|
| (1) 家庭系ごみの将来予測..... | 28 |
| (2) 事業系ごみの将来予測..... | 28 |
| (3) 資源ごみの将来予測..... | 28 |
| (4) 処分量の将来予測..... | 29 |
| 第5章 第3次基本計画..... | 30 |
| 1. 基本理念・基本施策..... | 30 |
| 2. 数値目標..... | 31 |
| 3. 施策の体系..... | 33 |
| 4. 目標達成に向けた取組..... | 34 |
| (1) 環境教育・環境学習の推進と意識啓発..... | 34 |
| (2) 4Rの推進..... | 38 |
| (3) 適正な収集・運搬・処理体制の推進..... | 43 |
| 5. 市民・事業者・行政の役割..... | 47 |
| 第2編 生活排水処理基本計画..... | 48 |
| 第1章 生活排水処理の現状..... | 48 |
| 1. 生活排水処理フロー..... | 48 |
| 2. 生活排水の処理状況..... | 49 |
| (1) 公共下水道..... | 49 |
| (2) し尿・浄化槽汚泥..... | 49 |
| 第2章 生活排水処理の基本方針と目標..... | 50 |
| 1. 基本方針..... | 50 |
| 2. 目標..... | 50 |
| 第3章 生活排水処理の施策..... | 51 |
| 1. 計画的整備と適切な維持管理..... | 51 |
| (1) 公共下水道の整備..... | 51 |
| (2) 合併処理浄化槽の普及促進..... | 51 |
| 2. 収集運搬計画..... | 51 |
| (1) 収集運搬計画..... | 51 |
| (2) 収集区域の範囲..... | 51 |
| 3. 処理計画..... | 52 |
| (1) 処理の目標..... | 52 |
| (2) 施設の適正な維持管理..... | 52 |
| (3) 最終処分の目標..... | 52 |

第1編 ごみ処理基本計画

第1章 計画改定の趣旨

1. 趣旨

(1) 計画の目的

本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「廃棄物処理法」という。）第6条第1項の規定に基づき、廃棄物の排出の抑制や適正な分別などを行い、生活環境の保全、公衆衛生の向上を図るため、策定するものです。

(2) 改定の背景

本市は、平成6年3月に「富士見市一般廃棄物処理基本計画（第1次計画）」を、平成23年3月に、基本理念「低炭素社会の実現に向けた資源をムダにしない環境にやさしい循環型社会」を掲げ、令和2年度までの10年間を計画期間とする第2次計画を策定しました。

これまで、「ごみ分別アプリ」の配信、「フードドライブ」の実施、「小型家電宅配便回収に関する協定」の締結などに取り組むほか、市民、事業者とともに、ごみの排出量の削減やリサイクル率の向上に取り組んできました。

しかし、一人一日あたりの家庭系ごみの排出量や、資源化率などの数値目標については、未達成となっています。

一方、人口は、第2次計画で想定した人口に対し約800人増加しています。将来予測では、令和7年まで微増し、その後緩やかに減少する見込みです。また、事業所数は、大型商業施設の開設により増加しており、今後もシティーゾーンの産業団地整備による増加が見込まれます。

ごみ処理においては、大量生産・大量消費・大量廃棄のライフスタイルから脱却し、環境負荷の軽減につながる取組の重要性が増しています。また、新型コロナウイルス感染症の影響により、ごみ処理を取り巻く環境も変化しています。

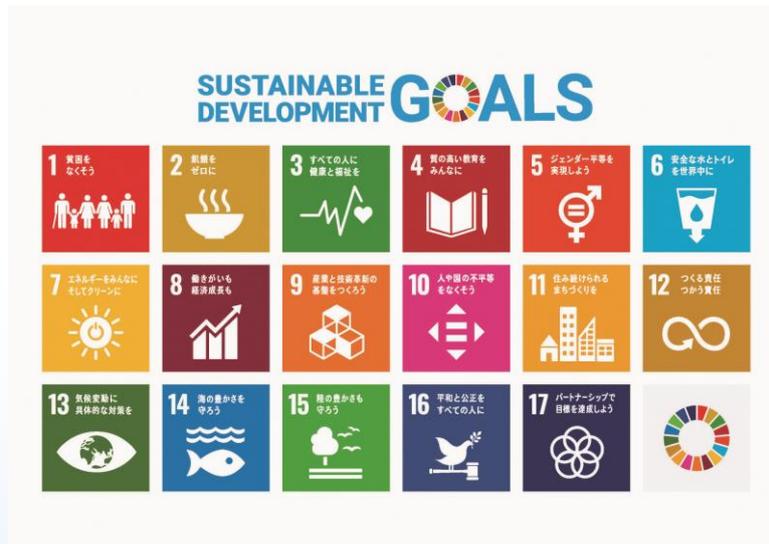
こうした第2次計画の評価や社会状況の変化、持続可能な開発目標（SDGs）を踏まえ、「富士見市一般廃棄物処理基本計画（第3次計画）」を策定しました。

☆ SDGs（持続可能な開発目標）とは？ ☆

SDGsとは、平成27年9月の国連サミットにて全会一致で採択された国際的な目標です。平成28年から令和12年までを目標期間とし、地球上の誰一人として取り残さず、持続可能で多様性と包括性のある社会の実現を目指すことを誓っています。

SDGsでは、持続可能な社会を実現するための17の目標があり、それを具体化した169のターゲット、232の指標が定められています。

本計画でもSDGsの考え方を取り入れ、施策を展開します。



出典：国際連合広報センター

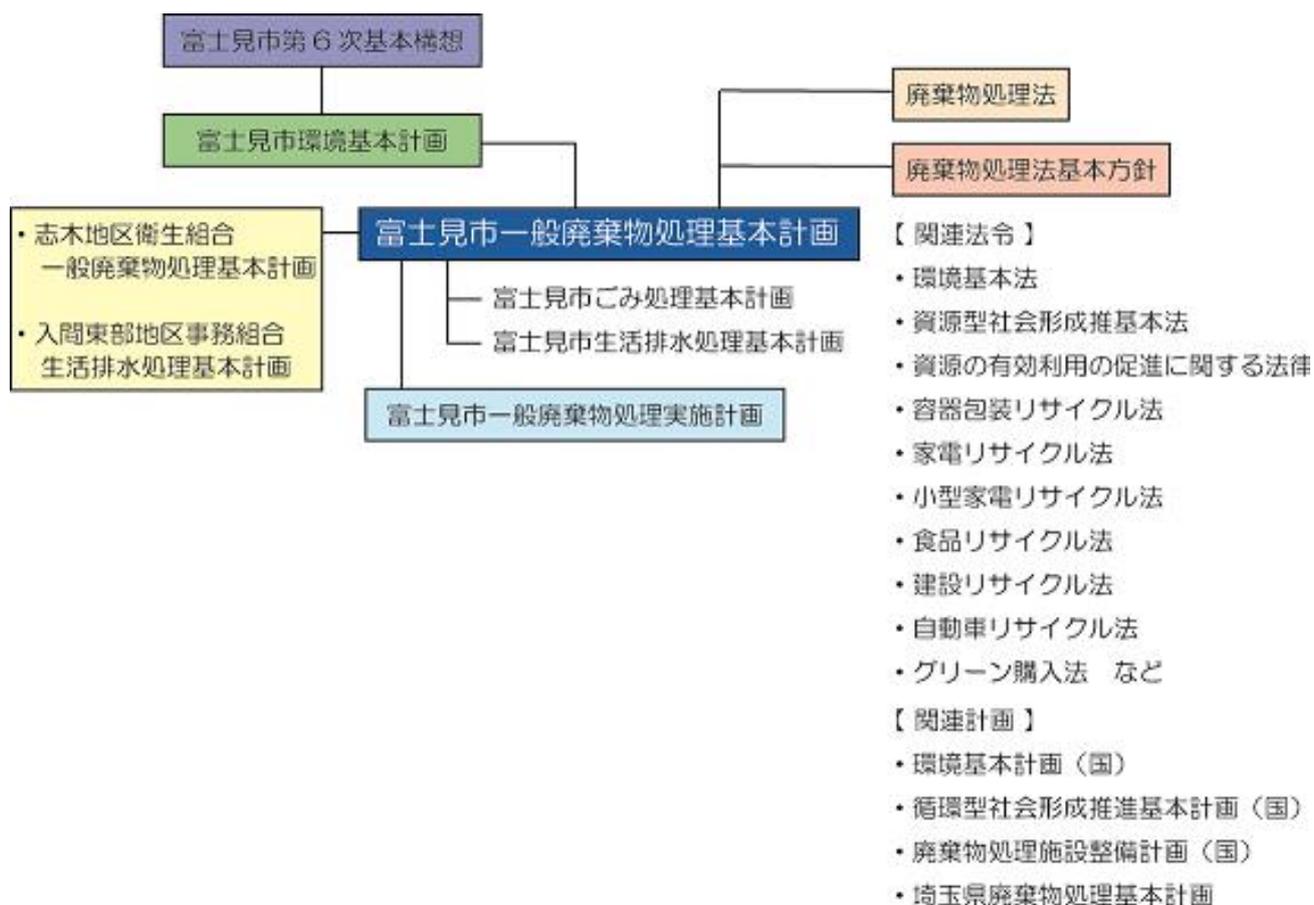
2. 計画期間

本計画の期間は、令和3年度から令和12年度までとします。

なお、本計画は、5年目（令和7年度）を中間年度として、計画の達成状況を評価して見直しを行います。また、本計画の前提条件に大きな変化があった場合は、必要に応じ見直しを行います。

3. 計画の位置づけ

本計画は、廃棄物処理法第 6 条第 1 項の規定に基づき、市内の一般廃棄物の処理について、長期的、総合的な基本計画を定めるもので、ごみ処理基本計画と生活排水処理基本計画で構成されています。また、本計画は富士見市第 6 次基本構想や富士見市環境基本計画に即し、国・県の計画等と整合を図り策定します。



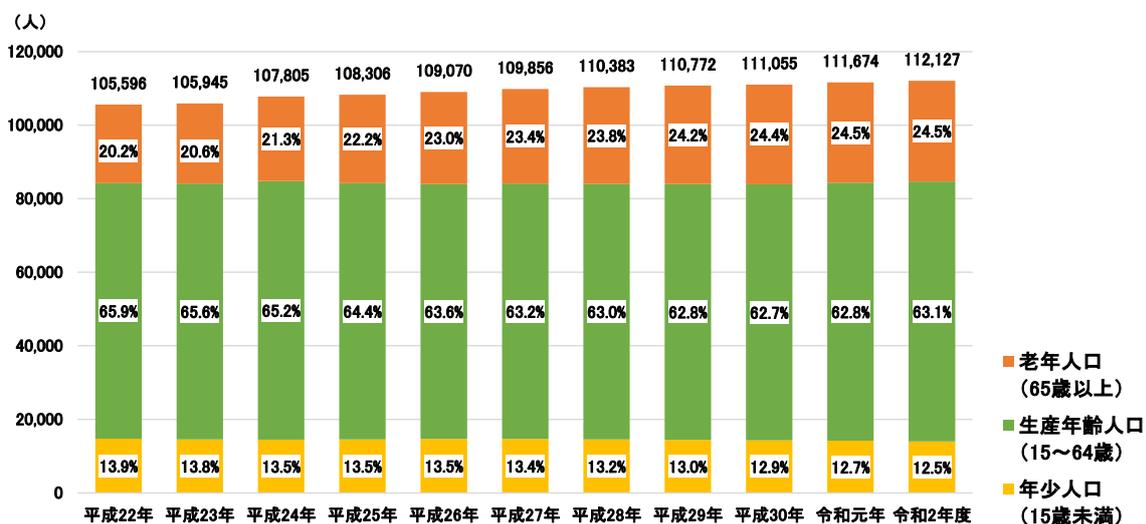
第2章 ごみ処理の現状

1. 人口と世帯の動向

本市の人口は、令和2年10月1日現在、112,127人です。過去10年間の年齢別人口の推移をみると、総人口は増加しており、このうち老年人口は増加し、年少人口、生産年齢人口は減少傾向にあります。

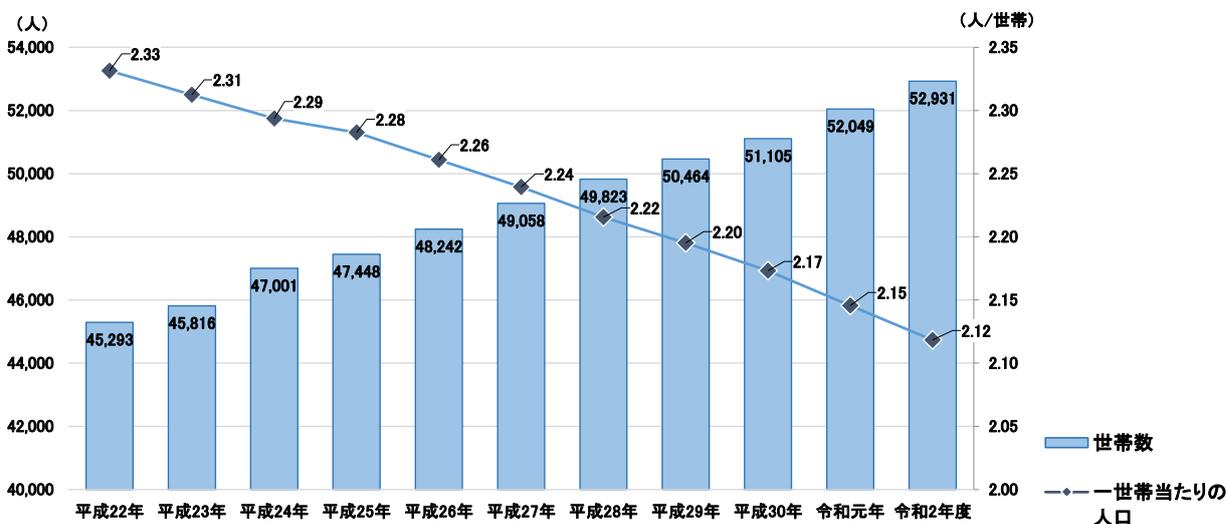
また、世帯数は52,931世帯となり、一世帯あたりの人口は2.12人です。世帯数及び一世帯あたりの人口の推移をみると、世帯数は増加し、一世帯あたりの人口は減少しています。

過去10年間の年齢別人口の推移



出典:「統計ふじみ」(住民基本台帳)(各年10月1日現在)

過去10年間の世帯数及び一世帯あたりの人口の推移



出典:「統計ふじみ」(住民基本台帳)(各年10月1日現在)

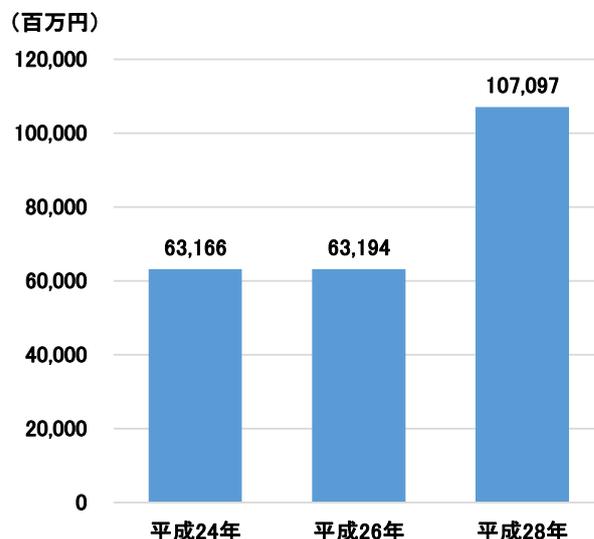
2. 事業所の動向

本市の事業所数は平成 28 年 6 月 1 日現在 2,923 事業所、このうち第 3 次産業の事業所数は 2,463 事業所、第 2 次産業は 458 事業所、割合はそれぞれ 84.3%、15.7%となっています。また、従業者数は、同時期 24,668 人でこのうち第 3 次産業の従業者数は 21,910 人、第 2 次産業の従業者数は 2,741 人、割合はそれぞれ 88.8%、11.1%です。

年間商品販売額は平成 28 年で約 1,070 億 9,700 万円であり、県内 40 市中 29 位となっています。このうち卸売業は約 119 億 700 万円で、40 市中 35 位、小売業は約 869 億 8100 万円で 40 市中 20 位となっています。

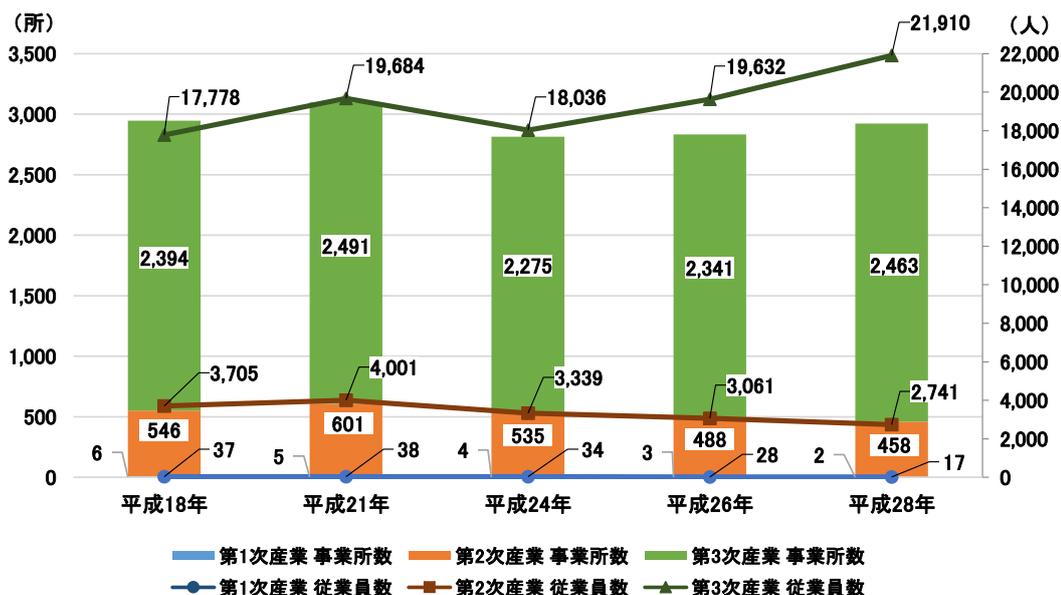
事業所数、従業者数及び年間商品販売額が平成 28 年に増加しているのは、主に平成 27 年に大型商業施設が開設したことによるものです。

卸売業・小売業年間商品販売額



出典：総務省・経済産業省平成 24・28 年
経済センサス活動調査結果
経済産業省平成 26 年商業統計調査

産業別事業所数と従業員数の推移



出典：統計ふじみ(富士見市)

3. 土地利用の動向

本市は、これまで土地区画整理事業などの都市基盤整備を行い、住宅都市として発展し、市内3駅を中心に人口が増加してきました。近年は、大型商業施設の立地や、旧暫定逆線引き地区の市街化区域編入等により一定の住宅開発が行われていることから人口が増加している地域があります。

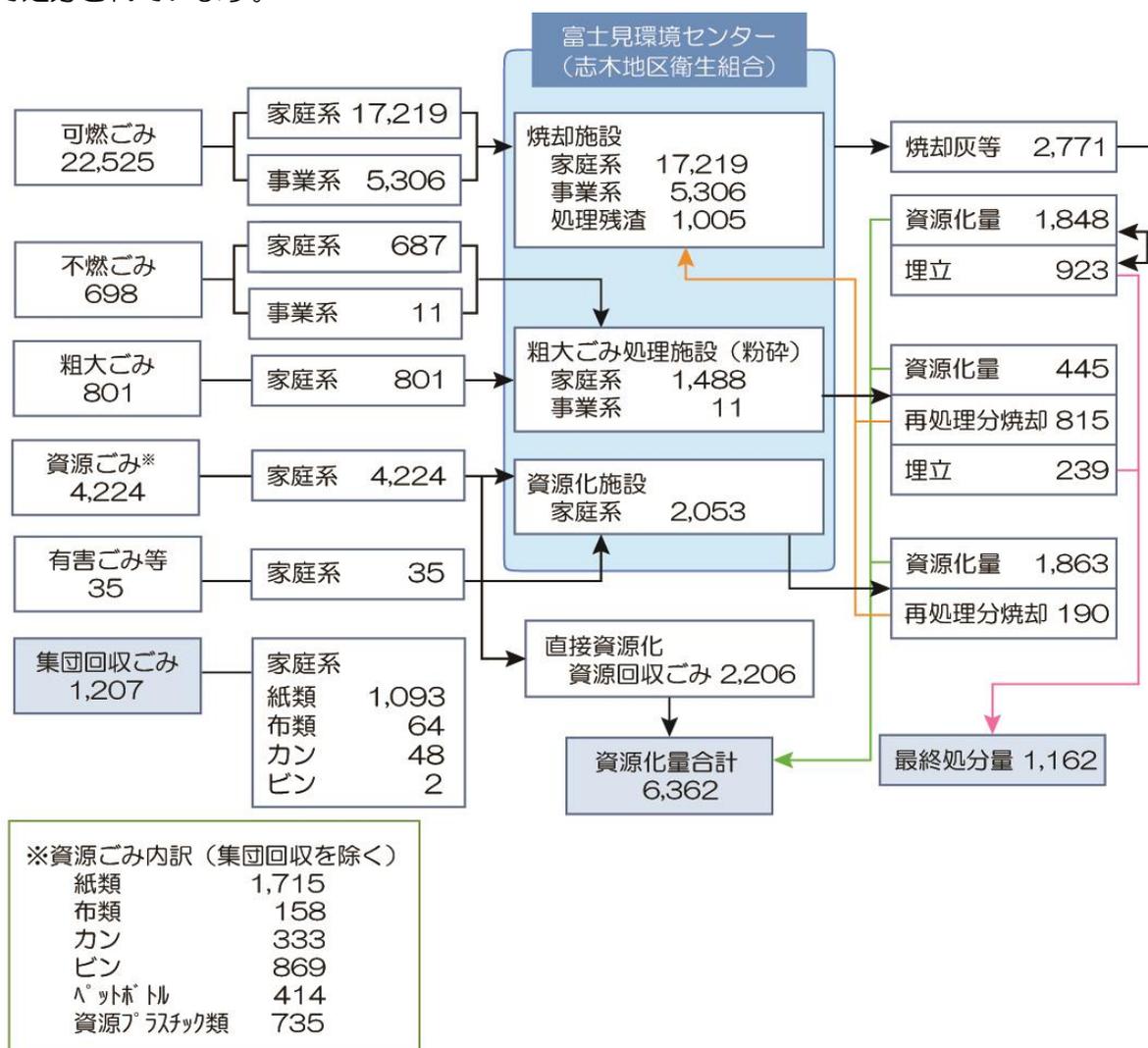
4. ごみ処理体制（フロー・収集運搬体制）

（1）ごみ処理フロー

本市で排出されるごみは、下図に示す流れにより、資源ごみの分別回収や、焼却、最終処分を行っています。

本市では、家庭系ごみは可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、資源ごみ（資源プラスチック、ビン類、カン、ペットボトル、紙・布類）、有害ごみの9分別とし、収集しています。一方、会社や事務所、商店など事業活動により排出される事業系ごみの処理は、事業者自らの責任となります。事業系ごみのうち、一般廃棄物は事業者が直接又は委託した収集運搬事業者を通して、ごみ処理施設に持ち込まれ処理・処分されています。

家庭系ごみのうち、リサイクルできるものを除いたごみは、ごみ処理施設で焼却しています。焼却で発生した焼却灰は、一部は建設工事資材の材料等として利用され、残りは最終処分場で埋め立て処分されています。



（平成30年度実績、単位：t）
出典：「一般廃棄物処理実態調査」（環境省）

(2) 収集・運搬・処分

① 収集運搬体制

ごみの収集、運搬について、家庭系ごみは、一般廃棄物収集運搬許可業者及び資源回収業者に委託、資源回収業者との協定により行っています。また、事業系ごみは、各事業者が直接または許可業者に委託し、ごみ処理施設に搬入しています。

収集・運搬の内訳

| 区分 | ごみの種類 | 処理区分 | | 処理主体 | |
|----------------------------------|-------------------------|--------------------|-------------|--------------------|----------|
| 組合搬入処理 ※ | 可燃ごみ | 収集運搬 | 家庭系 | 市（委託） | |
| | | | 事業系 | 各事業者（直接搬入、許可業者に委託） | |
| | | 中間処理（焼却） | | 組合（委託）※ | |
| | | 最終処分（残渣処理） | | 組合（委託）※ | |
| | 不燃ごみ 粗大ごみ （家庭系のみ） | 収集運搬 | 家庭系 | 市（委託） | |
| | | | 事業系 | 各事業者（直接搬入、許可業者に委託） | |
| | | 中間処理（破碎） | | 組合（委託）※ | |
| | | 最終処分 | 資源物（売却） | 組合（委託）※ | |
| | 残渣処理 | | 組合（委託）※ | | |
| | ビン カン | 収集運搬 | 家庭系 | 市（委託） | |
| | | | 事業系 | 各事業者（直接搬入、許可業者に委託） | |
| | | 中間処理（選別） | | 組合（委託）※ | |
| | | 資源化 | 資源物（売却） | 組合（委託）※ | |
| | 容器包装リサイクル協会 | | 組合（委託）※ | | |
| | ペットボトル | 収集運搬 | 家庭系 | 市（委託） | |
| | | | 事業系 | 各事業者（直接搬入、許可業者に委託） | |
| | | 資源化 | | 容器包装リサイクル協会 | |
| | | 資源化 | | 容器包装リサイクル協会 | |
| 資源プラスチック （家庭系ごみ） | 収集運搬 | 家庭系 | 市（委託） | | |
| | | 中間処理（選別） | | 組合（委託）※ | |
| | 資源化 | | 容器包装リサイクル協会 | | |
| | 資源化 | | 容器包装リサイクル協会 | | |
| 有害ごみ （家庭系ごみ） [乾電池、蛍光灯、水銀計] | 収集運搬 | | 市（委託） | | |
| | 保管 | | 組合（委託）※ | | |
| | 資源化 | | 組合（委託）※ | | |
| | 資源化 | | 組合（委託）※ | | |
| 定期資源回収 | 紙類 | 新聞 | 回収処理 | 市（東入間資源リサイクル協同組合） | |
| | | 段ボール | | | |
| | | 雑誌類 | | | |
| | | 紙パック | | | |
| 布類 | 衣類 | 回収処理 （資源回収登録団体） | 資源回収登録業者 | | |
| | 毛布 | | | | |
| 集団資源回収 | 紙類 | 新聞 | | 回収処理 （資源回収登録団体） | 資源回収登録業者 |
| | | 段ボール | | | |
| | | 雑誌類 | | | |
| | | 紙パック | | | |
| 布類 | 衣類 | 回収処理 （資源回収登録団体） | | 資源回収登録業者 | |
| | 毛布 | | | | |
| ビン類 | ビン | 回収処理 （資源回収登録団体） | 資源回収登録業者 | | |
| 金属類 | 金属類 | | | | |

※組合とは、本市と志木市、新座市の三市で構成される志木地区衛生組合のことです。

② 定期資源回収

本市の定期資源回収は、資源回収業者で構成されている東入間資源リサイクル協同組合（市指導で組合化）との協定により実施しています。市内の資源ごみの定期回収を奨励制度により推進する事業です。平成5年6月1日から実施しています。

③ 集団資源回収

本市では平成2年に集団資源回収実施団体奨励金交付制度を導入し、紙類（新聞、ダンボール、雑誌、紙パック、雑がみ）・布類、カン、生ピンを回収する団体（営利を目的としないものに限る）に対し、奨励金を交付しています。

④ 中間処理施設

富士見市から排出される一般廃棄物は、志木地区衛生組合（本市、志木市及び新座市で構成される一部事務組合）の処理施設で処理されています。志木地区衛生組合とその施設の概要は以下のとおりです。

★志木地区衛生組合の概要

| | |
|------|---|
| 構成市 | 志木市・新座市・富士見市 |
| 設立 | 昭和39年6月1日 |
| 処理面積 | 51.60km ² (志木市：9.05km ² 新座市：22.78km ² 富士見市：19.77km ²) |
| 処理人口 | 352,757人 (志木市：76,189人 新座市165,552人 富士見市111,016人) (各平成30年4月1日現在) |
| 所在地 | 事務局：富士見市大字勝瀬480番地 |

★富士見環境センターの概要

(敷地面積 20,841.75m², 建築延面積 14,879.76m²)

| | |
|----------------|---------------------|
| ごみ焼却炉 | 180t/24H (90t × 2基) |
| 焼却灰含有重金属処理施設 | 15t/24H |
| 集塵灰含有重金属処理施設 | 3.6t/24H |
| 粗大ごみ・ビン処理施設 | |
| 粗大ごみ・不燃ごみ系列 | 25t/5H |
| ビン系列 | 13t/5H |
| リサイクルプラザ | |
| 資源プラスチック分別処理施設 | 26t/5H |

★新座環境センターの概要

(敷地面積 10,940.02m²)

【東工場 (建築延面積 3,245.10m²)】

| | |
|--------------|----------|
| ごみ焼却炉 | 90t/24H |
| 集塵灰含有重金属処理施設 | 8.4t/24H |
| 粗大ごみ切断処理施設 | 5t/5H |

【西工場 (建築延面積 2,527.09m²)】

| | |
|--------------|----------|
| ごみ焼却炉 | 90t/24H |
| 集塵灰含有重金属処理施設 | 3.4t/24H |

⑤ 最終処分

富士見市内を含め、志木地区衛生組合管内には最終処分場がないため、排出される焼却灰や集塵灰、不燃残渣については埼玉県環境整備センターや民間施設に埋め立てられています。

埋め立てる量を減らすにあたって焼却灰や集塵灰の一部を民間の業者に委託してセメントや人工砂の原料としてリサイクルしています。

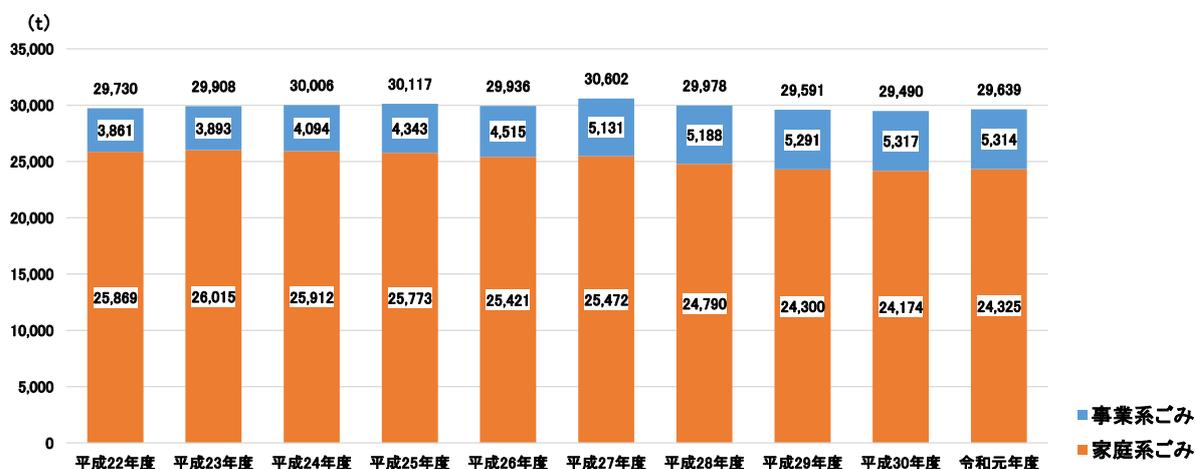
5. ごみ排出量・処分量の推移

(1) ごみ総排出量の推移

近年の本市のごみ排出量は、人口、事業所数や従業者数が増加しているものの、減少傾向にあります。これは、ごみの減量化や資源化に取り組んできた成果といえます。

また、令和元年度実績値で、第2次計画での令和元年度の推計値(30,708t)より約1,000t減少しています。

富士見市のごみ総排出量の推移

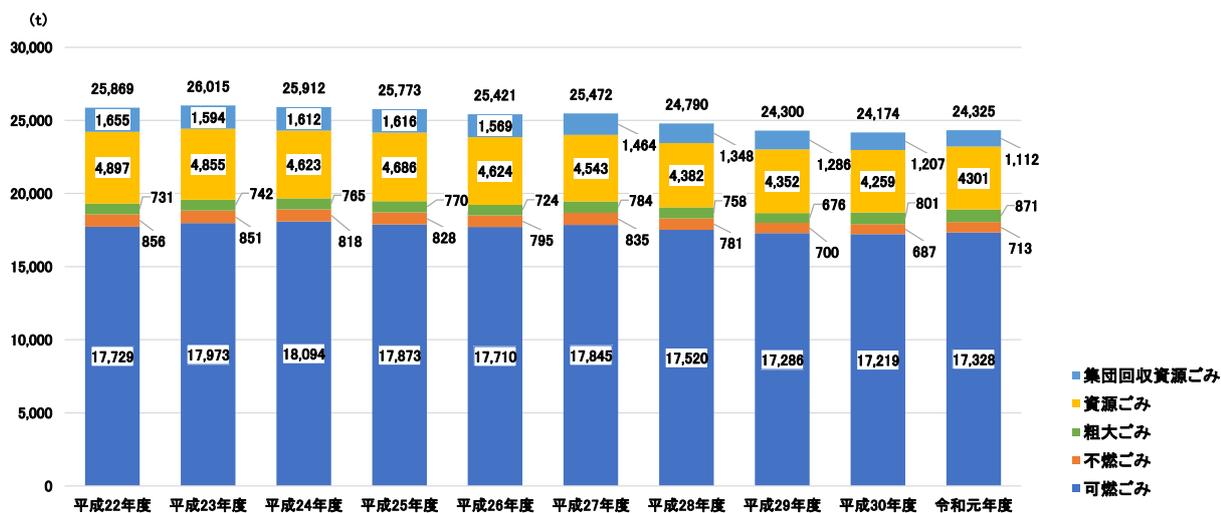


※小数点以下の四捨五入により、合計値が合わない場合があります。

(2) 家庭系ごみ排出量の推移

家庭系ごみの排出量は、平成 27 年度をピークに減少傾向にあります。可燃ごみと資源ごみは減少傾向にありましたが、令和元年度は若干増加しています。また、粗大ごみについては増加傾向にあります。

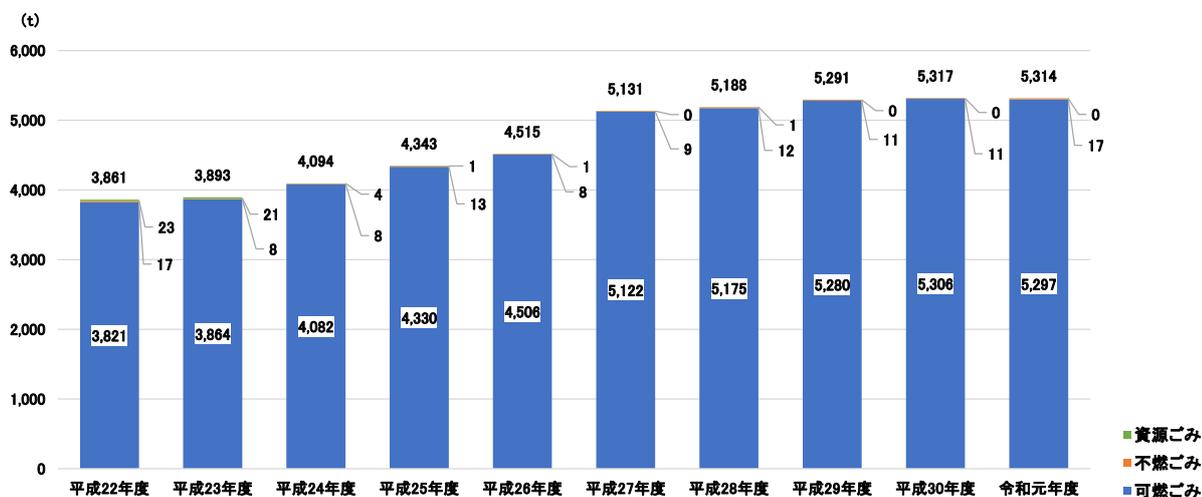
富士見市の分類別家庭系ごみ排出量の推移



(3) 事業系ごみ排出量の推移

事業系ごみの排出量は増加傾向にあり、大部分を可燃ごみが占めており、令和元年度では、平成 22 年度から約 1,476t 増加しています。

富士見市の分類別事業系ごみ排出量の推移

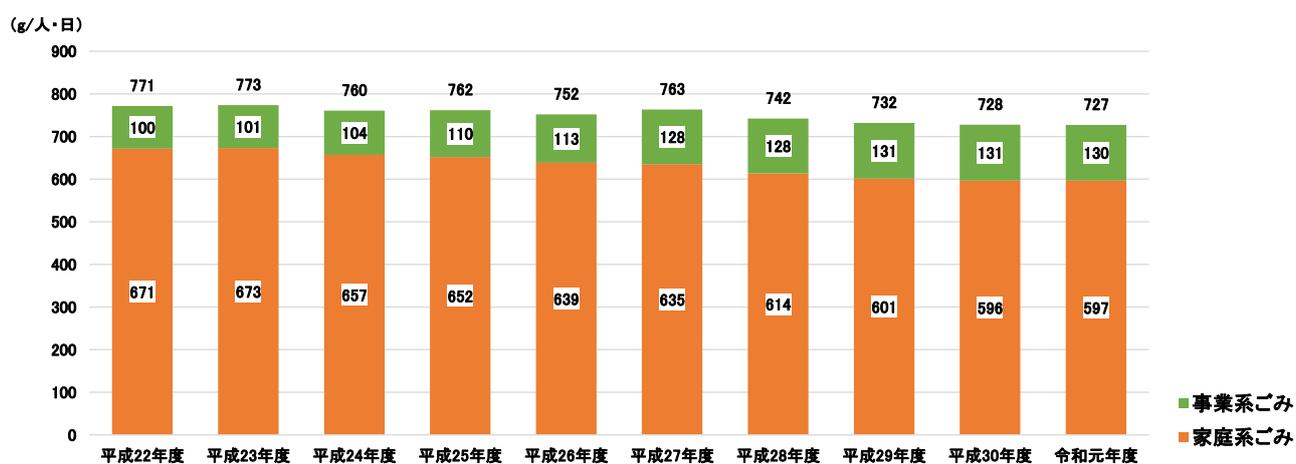


(4) 人口1人1日あたりのごみ排出量の推移

人口1人1日あたりの総排出量は令和元年度 727g となり、平成 22 年度から 44g 減少しています。

その内、人口1人1日あたりの家庭系ごみ排出量は、平成 22 年度以降減少傾向にありますが、事業系ごみは増加傾向にあります。

人口1人1日あたりのごみ排出量



※1 小数点以下の四捨五入により、合計値が合わない場合があります。

※2 それぞれの算定式は以下のとおりです。

- ・ 家庭系ごみ1人1日当たりの排出量 = $\frac{\text{家庭系排出量(家庭系可燃ごみ + 家庭系不燃ごみ + 家庭系粗大ごみ + 家庭系資源ごみ + 集団資源回収)}}{\text{人口} \div \text{年間日数}}$
- ・ 事業系ごみ人口1人1日当たりの排出量 = $\frac{\text{事業系ごみ(事業系可燃ごみ + 事業系不燃ごみ + 事業系資源ごみ)}}{\text{人口} \div \text{年間日数}}$

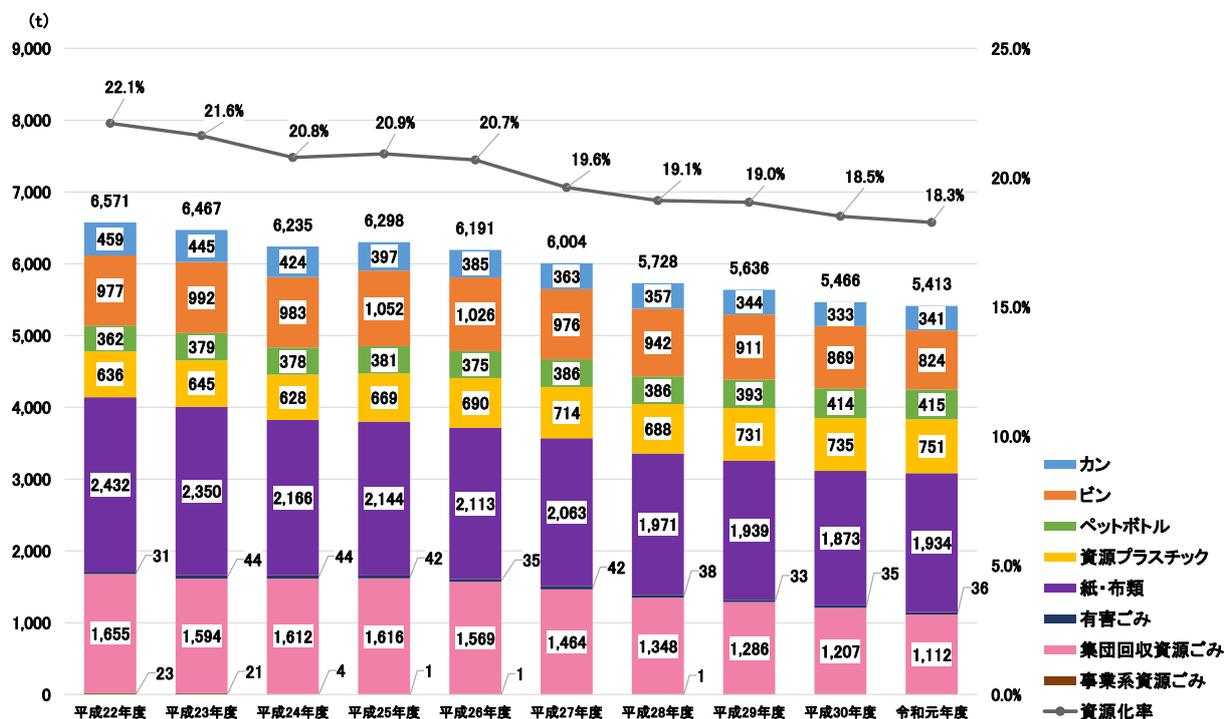
(5) 資源ごみ排出量の推移

資源ごみの排出量は、令和元年度 5,414t で、平成 22 年以降減少しており、資源化率※は 18.3%となっています。特に、紙・布類の減少が顕著となっています。その要因として、インターネットやスマートフォンの普及による新聞や週刊誌の発行部数の減少が考えられます。

一方、資源プラスチックやペットボトルは増加傾向にあります。その要因としてはペットボトルの出荷量が増加していることやプラスチック容器包装の利用が増加していることが考えられます。

※ 資源化率とはごみ総排出量のうち資源ごみの割合を指します（集団回収を含む）。

富士見市の減量化・資源化・リサイクルの状況



※小数点以下の四捨五入により、合計値が合わない場合があります。
出典:「一般廃棄物処理実態調査」(環境省)

(6) 焼却灰・不燃残渣の排出量の推移

焼却灰・不燃残渣の排出量は、平成22年度から令和元年度までの間に164.1 t減少しています。これはごみの総排出量が減少傾向にあることが一因となっています。

焼却灰・不燃残渣の排出量の推移

| | 焼却灰 | 集じん灰 | 不燃残渣 | | 合計 |
|--------|--------|-------|---------|----------------|--------|
| | | | 粗大・不燃残渣 | 廃乾電池・廃蛍光管・キレート | |
| 平成22年度 | 2096.7 | 915.8 | 305.1 | | 3317.6 |
| 平成23年度 | 2053.3 | 886.8 | 262.3 | 41.8 | 3244.2 |
| 平成24年度 | 2143.7 | 886.1 | 186.8 | 40.1 | 3256.8 |
| 平成25年度 | 2064.0 | 899.5 | 121.7 | 38.5 | 3123.8 |
| 平成26年度 | 2041.1 | 910.7 | 148.5 | 36.3 | 3136.6 |
| 平成27年度 | 1905.7 | 905.0 | 217.5 | 39.8 | 3067.9 |
| 平成28年度 | 1914.4 | 882.0 | 246.6 | 38.2 | 3081.3 |
| 平成29年度 | 1884.7 | 891.7 | 236.1 | 34.3 | 3046.8 |
| 平成30年度 | 1935.5 | 885.0 | 243.3 | 34.3 | 3098.0 |
| 令和元年度 | 1929.1 | 923.0 | 266.4 | 35.0 | 3153.5 |

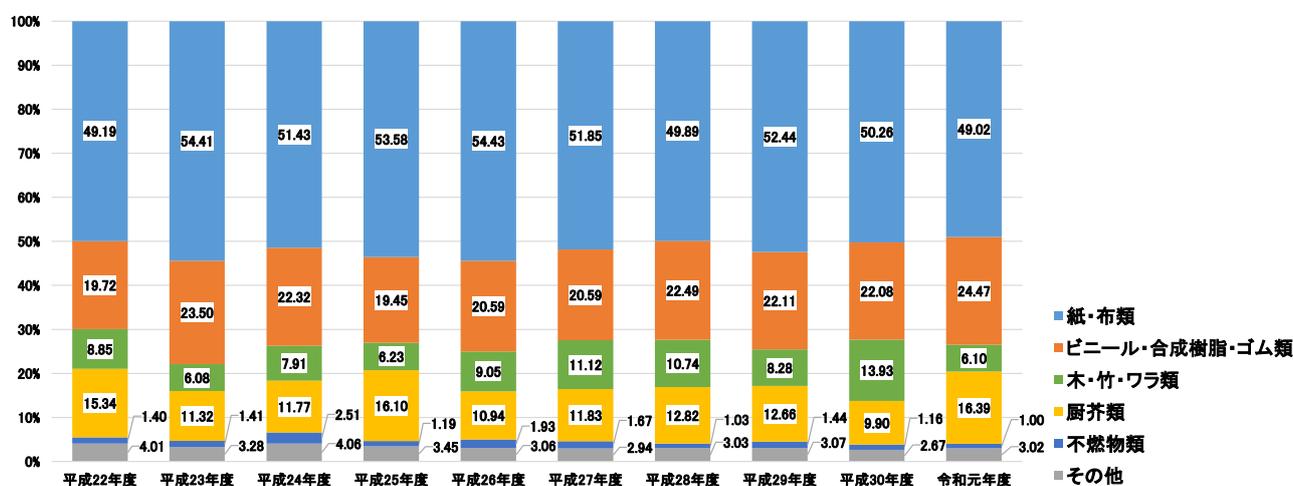
参考:「志木地区衛生組合の概要」(令和元年度版)を基に構成市のごみ処理人口で按分

6. 可燃ごみの組成

可燃ごみの組成は、令和元年度で紙・布類が約 49%、ビニール・合成樹脂・ゴム類が約 24%、木・竹・ワラ類が約 6%、厨芥類が約 16%となっています。紙・布類は減少傾向にあり、またビニール・合成樹脂・ゴム類、厨芥類は増加傾向にあります。これらには、資源として回収すべきものが多分に含まれています。

また、可燃ごみの性状分析の結果、令和元年度分の水分の割合は 48.57%となり、ほぼ横ばい状態が続いています。

種類別組成(乾物基準)



出典:「志木地区衛生組合の概要」

ごみ性状分析結果湿物基準成分一覧

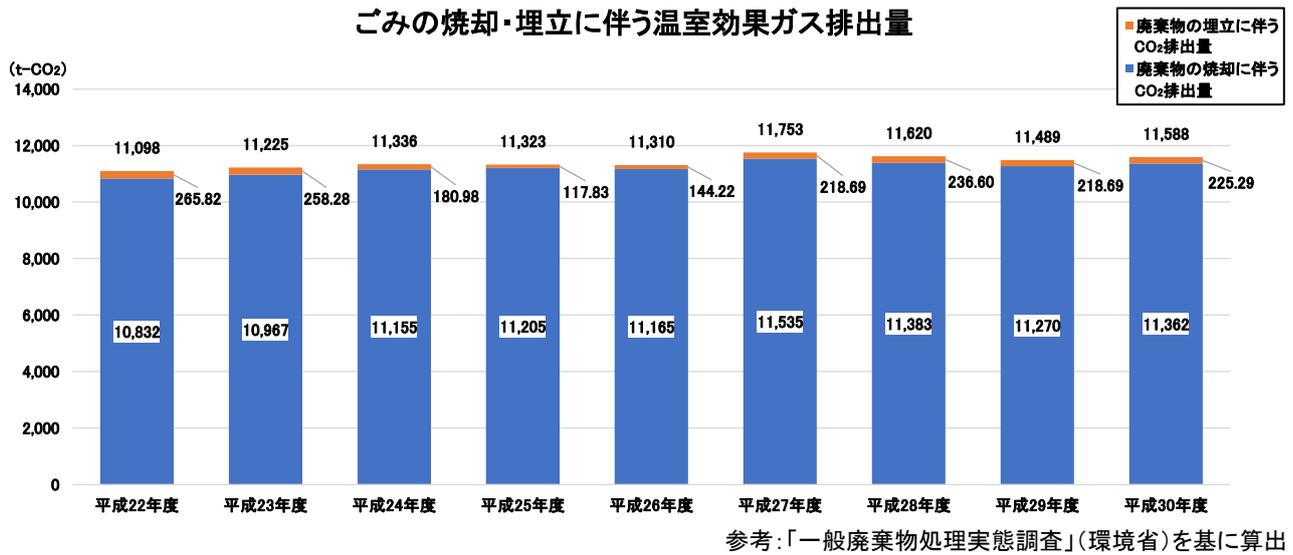
(単位:%)

| 項目 | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 |
|------------|--------------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|-------|
| 湿物基準 成分 | 水分 | 48.91 | 49.82 | 47.93 | 48.20 | 50.44 | 47.22 | 50.41 | 47.09 | 47.42 |
| | 灰分 | 6.10 | 6.87 | 6.75 | 6.68 | 6.13 | 6.05 | 5.17 | 5.65 | 4.70 |
| | 可燃分 | 44.99 | 43.31 | 45.32 | 45.12 | 43.43 | 46.73 | 44.42 | 47.26 | 47.31 |
| | 低位発熱量 (kcal) | 1,919 | 1,876 | 1,899 | 1,854 | 1,710 | 1,900 | 2,017 | 1,963 | 1,930 |

出典:「志木地区衛生組合概要」

7. ごみ処理に伴う温室効果ガス排出量

本市のごみ処理に伴う温室効果ガス排出量は、平成 27 年度の大型商業施設開業に伴い増加しています。それ以降は平成 29 年度まで、事業系可燃ごみの増加率が小さくなったことと、家庭系可燃ごみ排出量の減少に伴い、温室効果ガス排出量も減少傾向にありましたが、平成 30 年度には若干の増加に転じています。

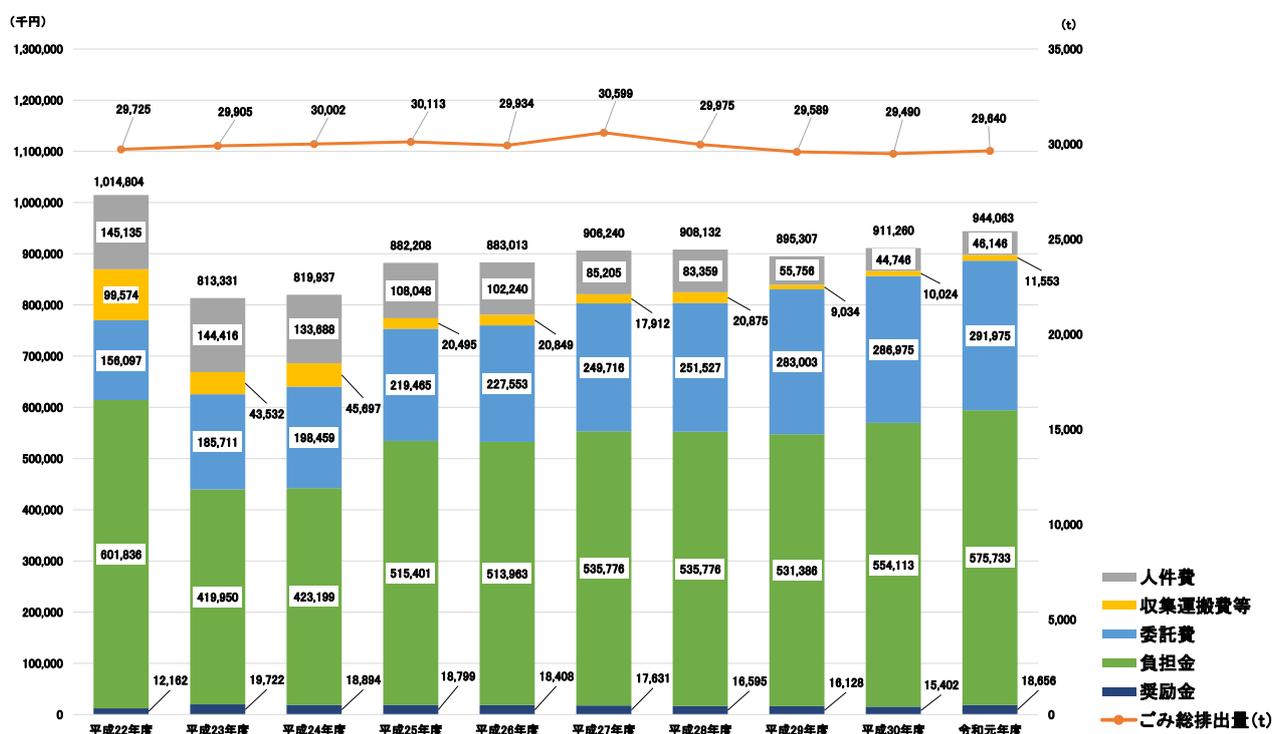


8. ごみ処理経費

令和元年度のごみ処理経費（し尿処理費を除く。）は、志木地区衛生組合への負担金、収集運搬費などで、総額約9億4千万円となっています。ごみ処理人口からみると、1人当たり年間8千円程度となっています。

近年、ごみの処理経費はおおむね横ばい傾向ですが、そのうち、市が直接支出する収集運搬に係る経費は減少している反面、志木地区衛生組合への負担金や収集運搬業者等への委託費が増加しています。

ごみ処理経費の状況



また、1人当たり年間ごみ処理原価・1kg当たりの年間ごみ処理原価は以下のとおりです。

(実態調査値)

| 年度 | 平成22 | 平成23 | 平成24 | 平成25 | 平成26 | 平成27 | 平成28 | 平成29 | 平成30 | 令和元 |
|-------------------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 1人当たり年間ごみ処理原価(千円) | 9 | 8 | 8 | 8 | 8 | 8 | 8 | 8 | 8 | 8 |
| 1kg当たり年間ごみ処理原価(円) | 34.1 | 27.2 | 27.3 | 29.3 | 29.5 | 29.6 | 30.3 | 30.3 | 30.9 | 31.9 |

9. 不法投棄の現況

不法投棄の発生件数、不法投棄物と市民等によるクリーン作戦でのごみの回収量及び不法投棄されたごみ（クリーン作戦などで回収されたごみを含む。）を処分する際の財政負担は下表のとおりです。

不法投棄の発生件数は、平成28年度までは減少傾向にありましたが、平成29年度からは増加傾向にあります。

不法投棄発生件数

(単位：件)

| 年度 | ごみ集積所 | 公園 | その他 | 合計 |
|--------|-------|----|-----|-----|
| 平成22年度 | 77 | 5 | 153 | 235 |
| 平成23年度 | 101 | 4 | 171 | 276 |
| 平成24年度 | 122 | 2 | 118 | 242 |
| 平成25年度 | 70 | 1 | 109 | 180 |
| 平成26年度 | 59 | 0 | 76 | 135 |
| 平成27年度 | 65 | 0 | 17 | 82 |
| 平成28年度 | 26 | 0 | 6 | 32 |
| 平成29年度 | 82 | 0 | 26 | 108 |
| 平成30年度 | 47 | 2 | 66 | 115 |
| 令和元年度 | 80 | 5 | 69 | 139 |

不法投棄等の回収量

(単位：kg)

| 年度 | 不法投棄物 | 市民等によるクリーン作戦 | |
|--------|--------|--------------|--------|
| | | 空き缶 | その他のごみ |
| 平成22年度 | 12,020 | 320 | 17,700 |
| 平成23年度 | 13,160 | 220 | 11,580 |
| 平成24年度 | 7,440 | 20 | 14,960 |
| 平成25年度 | 8,640 | 660 | 17,480 |
| 平成26年度 | 7,240 | 460 | 14,940 |
| 平成27年度 | 6,460 | 520 | 14,220 |
| 平成28年度 | 4,860 | 180 | 11,520 |
| 平成29年度 | 5,950 | 100 | 7,700 |
| 平成30年度 | 7,720 | 160 | 13,060 |
| 令和元年度 | 5,300 | 180 | 10,120 |

不法投棄に伴う財政負担

(単位:円)

| 年度 | 処理委託費等 | 不法投棄家電 リサイクル料金 | 志木地区衛生 組合負担金 | 処理費総額 |
|----------|---------|-------------------|-----------------|-----------|
| 平成 22 年度 | 363,720 | 296,494 | 423,922 | 1,084,136 |
| 平成 23 年度 | 382,987 | 365,076 | 417,596 | 1,165,659 |
| 平成 24 年度 | 303,292 | 269,603 | 395,856 | 968,751 |
| 平成 25 年度 | 285,075 | 238,050 | 488,720 | 1,011,845 |
| 平成 26 年度 | 267,894 | 246,132 | 416,707 | 930,733 |
| 平成 27 年度 | 159,300 | 0 | 386,125 | 545,425 |
| 平成 28 年度 | 396,900 | 208,224 | 318,168 | 923,292 |
| 平成 29 年度 | 327,240 | 96,432 | 262,830 | 686,502 |
| 平成 30 年度 | 701,498 | 39,490 | 410,251 | 1,151,239 |
| 令和元年度 | 501,200 | 182,644 | 303,028 | 986,872 |

※1 自動車リサイクル手数料を含みます。

※2 「志木地区衛生組合負担金」は構成市の搬入量に基づき割り当てられる負担金の額です。

| 市町村名 | 人口 | 人口1人1日当たり ごみ総排出量 (kg/人・日) | 廃棄物からの 資源回収率 (RDF・セメント 原料化等除く) (t/t) | 廃棄物のうち最終 処分される割合 (t/t) | 人口1人当たり 年間処理経費 (円/人・年) | 最終処分減量 に要する費用 (円/t) |
|-------|---------|---------------------------------|--|------------------------------|------------------------------|---------------------------|
| 富士見市 | 111,055 | 0.728 | 0.257 | 0.039 | 9,306 | 33,004 |
| 行田市 | 81,522 | 0.992 | 0.099 | 0.013 | 8,663 | 20,654 |
| 飯能市 | 79,779 | 0.819 | 0.224 | 0 | 11,008 | 36,345 |
| 加須市 | 113,334 | 0.995 | 0.384 | 0.03 | 12,396 | 33,527 |
| 本庄市 | 78,442 | 1.134 | 0.123 | 0.035 | 9,792 | 23,422 |
| 東松山市 | 90,216 | 0.931 | 0.185 | 0.08 | 10,126 | 31,153 |
| 狭山市 | 151,817 | 0.796 | 0.284 | 0.007 | 11,699 | 36,646 |
| 鴻巣市 | 118,933 | 0.793 | 0.189 | 0.002 | 11,105 | 36,878 |
| 深谷市 | 143,834 | 1.102 | 0.134 | 0.019 | 9,719 | 24,100 |
| 戸田市 | 139,383 | 0.884 | 0.180 | 0.068 | 8,384 | 24,929 |
| 入間市 | 148,452 | 0.853 | 0.213 | 0.056 | 10,640 | 32,608 |
| 朝霞市 | 139,822 | 0.738 | 0.314 | 0.029 | 8,559 | 28,190 |
| 志木市 | 76,225 | 0.758 | 0.289 | 0.037 | 12,094 | 41,201 |
| 和光市 | 82,698 | 0.739 | 0.254 | 0.04 | 11,312 | 42,232 |
| 新座市 | 165,434 | 0.761 | 0.259 | 0.039 | 9,329 | 31,838 |
| 桶川市 | 75,387 | 0.747 | 0.257 | 0.078 | 12,224 | 43,873 |
| 久喜市 | 153,757 | 0.830 | 0.264 | 0.021 | 13,636 | 44,780 |
| 八潮市 | 91,148 | 0.952 | 0.162 | 0.049 | 9,608 | 25,943 |
| 三郷市 | 137,287 | 0.967 | 0.185 | 0.08 | 8,571 | 23,699 |
| 坂戸市 | 101,227 | 0.776 | 0.203 | 0.025 | 11,939 | 38,148 |
| ふじみ野市 | 114,240 | 0.753 | 0.215 | 0.012 | 12,608 | 45,888 |
| 平均値 | 114,000 | 0.867 | 0.228 | 0.035 | 10,668 | 33,274 |
| 最大値 | 165,434 | 1.134 | 0.384 | 0.08 | 13,636 | 44,780 |
| 最小値 | 75,387 | 0.728 | 0.099 | 0 | 8,384 | 20,654 |

※「市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール」(環境省)を用いて算定しているため、市が公開しているデータと合わない場合があります。

【分析・評価】

| | |
|-----------------|---|
| 人口1人1日当たりごみ総排出量 | 類似団体20自治体より低い排出量(最小値)となり、国の「循環型社会形成推進基本計画」(平成30年6月)で定めた目標約850g/人・日を達成しています。今後も引き続き排出抑制の意識や取組を推進することが求められます。 |
| 廃棄物からの資源回収率 | 平均値より高い値となりました。国目標の約27%の達成に向けてリサイクルの取組を促進することが求められます。 |
| 廃棄物のうち最終処分される割合 | 平均値を若干下回りました。ごみの減量・資源化効果が高いと考えられます。 |
| 人口1人当たり年間処理経費 | 平均値より低い値となりました。ごみの減量・資源化効果が高いと考えられます。 |
| 最終処分減量に要する費用 | 平均値より若干高い値となりました。 |

第3章 第2次計画の達成状況と課題の整理

1. 数値目標の達成状況

(1) 目標の達成状況

第2次計画は、令和元年度現在では下表のとおり未達成となっております。

この要因として、ごみ排出量については、分別や生ごみ水切りの取組が不足していたことが考えられます。

また、資源回収量については、インターネットやスマートフォンの普及による新聞や週刊誌の発行部数の減少や、資源ごみの分別不足や容器包装物の軽量化などによる資源物の発生量自体の減少が進んでいることが考えられます。

| 項目 | | 令和元年度実績 | 令和2年度目標 | 目標までの進捗率 |
|-------|----------------------------|---------|---------|----------|
| ごみ排出量 | ごみの総排出量 (t) | 29,639 | 28,741 | 97.5% |
| | 家庭系排出量 (t) ※1 | 23,213 | 21,987 | 94.7% |
| | 1人1日あたりの家庭系生活ごみの排出量 (g) ※2 | 570 | 542 | 95.0% |
| | 事業系排出量 (t) | 5,314 | 4,990 | 93.9% |
| 資源回収量 | 資源総回収量 (t) | 5,413 | 6,585 | 82.2% |
| | 資源化率 (%) | 18.3 | 22.9 | 79.9% |
| | 定期収集による資源ごみ回収量 (t) | 4,301 | 4,821 | 89.2% |
| | 集団資源回収量 (t) | 1,112 | 1,764 | 63.0% |

※ 家庭系排出量及び1人1日あたりの家庭系生活ごみの排出量の算定式は以下のとおりであり、集団資源回収及び資源ごみ量は含まれていません。

※1 家庭系排出量(t) = 家庭系可燃ごみ + 家庭系不燃ごみ + 家庭系資源ごみ + 家庭系粗大ごみ

※2 1人1日あたりの家庭系生活ごみの排出量(g) = (家庭系可燃ごみ + 家庭系不燃ごみ + 家庭系資源ごみ + 家庭系粗大ごみ) ÷ 人口 ÷ 年間日数

出典：「一般廃棄物処理実態調査」(環境省)

(2) 国・県の目標値との比較

国は、廃棄物処理基本方針及び循環型社会形成推進基本計画において、埼玉県は第8次埼玉県廃棄物処理基本計画において、一般廃棄物の減量化・資源化の目標を下表のとおり設定しています。家庭系ごみ排出量については、国の廃棄物処理基本方針及び埼玉県の目標を達成していますが、事業系ごみ排出量及び資源化率については達成していません。

| 項目 | 令和2年度目標 | | | 富士見市 令和元年度実績 |
|-------------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| | 国 | 県 | 富士見市 | |
| ごみの総排出量 (t) | 平成24年度比 約12%減 | — | 28,741 | 平成24年度比 約2.2%減 |
| 1人1日あたりの家庭系生活ごみの排出量 (g) | 500 ^{※1} | 503 ^{※1} | 542 ^{※2} | 463 ^{※1} |
| 事業系排出量 (t) | — | 平成25年度比 約10%減 | 4,990 | 平成25年度比 約22%増 |
| 資源化率 (%) | 約27 | — | 22.9 | 18.3 |

※ 1人1日あたりの家庭系生活ごみの排出量の算定式は、国、県及び富士見市で以下のとおりです。

※1 1人1日あたりの家庭系生活ごみの排出量(g) = 家庭系ごみ排出量(集団回収量と資源ごみ等を除いた家庭からの一般廃棄物の排出量) ÷ 人口 ÷ 年間日数

※2 1人1日あたりの家庭系生活ごみの排出量(g) = (家庭系可燃ごみ + 家庭系不燃ごみ + 家庭系資源ごみ + 家庭系粗大ごみ) ÷ 人口 ÷ 年間日数

2. 各施策の取組状況と今後の課題

第2次計画における各施策の取組状況と課題は、次のとおりです。

① 発生・排出抑制・資源化計画

◆ 家庭系ごみ排出抑制の推進

| 施策の内容 | 取組状況 | 課題 |
|-----------|--|---|
| 資源化率向上の取組 | <ul style="list-style-type: none"> ごみ分別アプリの導入 認定事業者との協定締結による小型家電の資源化の促進 ホームページや広報紙での集団資源回収実施の呼びかけ | <ul style="list-style-type: none"> 家庭から排出される剪定枝・廃食用油の資源化 可燃ごみとして排出されているプラスチック・紙類の分別の徹底 資源回収の推進 |
| 生ごみ減量化の推進 | <ul style="list-style-type: none"> 富士見ふるさと祭りエコ広場や街頭活動を通じ生ごみの水切りの啓発 出前講座での食品ロスの削減の啓発 | <ul style="list-style-type: none"> 水切りの推進のほか、生ごみの発生抑制の啓発 食品ロスの削減 ばら売り、量り売りの利用 |

| | | |
|----------------|---|--|
| 環境教育・学習の充実 | <ul style="list-style-type: none"> 学校や町会など参加者の年齢層に応じた出前講座の実施 富士見市環境施策推進市民会議との共催による環境講座の実施 「富士見市の環境」の発行 | <ul style="list-style-type: none"> 幅広い世代、外国籍の方への環境教育の充実 行政側からの発信 |
| 市民への意識啓発 | <ul style="list-style-type: none"> 富士見ふるさと祭りエコ広場で環境団体や企業と連携した楽しく学べる場の提供 パンフレットやごみ分別アプリによる資源化・減量化の意識の啓発 | <ul style="list-style-type: none"> 幅広い世代、外国籍の方への効果的なPR方法の検討 4R推進のための周知 |
| 環境に配慮した物品の使用促進 | <ul style="list-style-type: none"> 富士見ふるさと祭りエコ広場でのエコマーク商品配布による啓発 | <ul style="list-style-type: none"> ワンウェイプラスチック等の使用削減 グリーン購入の普及啓発 |
| 店頭・販売店回収の促進 | <ul style="list-style-type: none"> 大型店舗での実施 | <ul style="list-style-type: none"> 店頭回収実施店と連携した情報発信 |
| バイオマスの研究 | <ul style="list-style-type: none"> 公共施設生ごみの堆肥化 | <ul style="list-style-type: none"> 温暖化問題・廃棄物問題の両面からの利活用の研究 |
| 家庭系ごみの有料化の研究 | <ul style="list-style-type: none"> 志木地区衛生組合と構成市との協議及び検討の継続 | <ul style="list-style-type: none"> 志木地区衛生組合、構成市との連携による研究の継続 |

◆ 事業系ごみの排出抑制の推進

| 施策 | 取組状況 | 課題 |
|---------------------------|---|--|
| エコアクション 21・ISO14001 の導入啓発 | <ul style="list-style-type: none"> 他自治体との共同によるエコアクション 21 の導入啓発 | <ul style="list-style-type: none"> 他自治体との共同による認証取得に向けた導入啓発の継続 |
| 過剰包装の抑制 | <ul style="list-style-type: none"> 商工会を通じた啓発の実施 | <ul style="list-style-type: none"> ばら売り、量り売りの促進 事業者と連携した情報発信 |
| 個人事業者への啓発 | <ul style="list-style-type: none"> 収集運搬業者との連携により、不適正排出に対して個別に排出・処理の指導を実施 | <ul style="list-style-type: none"> 排出者責任・処理方法の周知 |
| 発生源の排出抑制 | <ul style="list-style-type: none"> 廃棄物を多く排出する多量排出事業者への指導 | <ul style="list-style-type: none"> 廃棄物の再生利用を推進する事業者の取組支援のための円滑な処理体制の確保 |
| 食品廃棄物の抑制 | <ul style="list-style-type: none"> ホームページや広報で「食べきりタイム」の啓発を実施 | <ul style="list-style-type: none"> 食品廃棄物の減量化を推進する食品関連事業者の取組支援のための円滑な処理体制の確保 |
| 環境に配慮した物品の使用促進 | <ul style="list-style-type: none"> 市職員への啓発 | <ul style="list-style-type: none"> グリーン購入、グリーン調達の実施 |
| 剪定枝のチップ化 | <ul style="list-style-type: none"> 公園の剪定枝のチップ化を実施 | <ul style="list-style-type: none"> 公園以外の施設についても検討 |

② 収集・運搬計画

◆ 市民サービスの適正化と合理化、効率的な収集運搬体制の整備

| 施策 | 取組状況 | 課題 |
|-----------------------|---|---|
| 収集・運搬体制の合理化、効率化 | ・平成 29 年 4 月に粗大ごみ収集・運搬の委託化 | ・環境負荷が低く、安全で効率的な収集・運搬体制の構築 |
| 高齢者や障がい者の収集・運搬体制の充実 | ・ふれあい収集の継続実施 ・軽量なカン回収用ネットの導入 | ・高齢化の進展に対応する収集・運搬体制の構築 |
| ごみ集積所システムの充実 | ・集積所情報及び収集・運搬に係る情報の整理 | ・ごみ集積所システムを活用した、ごみ散乱防止対策の検討 |
| クリーンエネルギー自動車の導入啓発 | ・清掃車の新規導入なし | ・委託、許可業者への導入啓発 ・補助金等の情報提供 |
| 市民・事業者・行政のパートナーシップの確立 | ・環境施策推進市民会議において市民・事業者・行政の連携により街頭キャンペーン等の事業を実施 | ・市民・事業者・行政が連携した不法投棄対策 ・環境美化活動の推進 |
| 一般廃棄物会計基準の導入の推進 | ・導入による効果の検証等、現時点では未着手 | ・志木地区衛生組合、構成市との連携による研究 ・費用対効果を意識した事業実施 |
| 粗大ごみ処理手数料納入方法の変更 | ・平成 29 年 4 月の粗大ごみ収集・運搬の委託化にあわせ、処理券による前払い方式に変更 | ・効率的な運用の継続 |
| 大規模災害発生時の廃棄物の対応 | ・災害発生時、埼玉県及び志木地区衛生組合と連携し対応 | ・災害廃棄物処理計画の策定（令和 3 年度予定） ・埼玉県、一部事務組合、関連事業者との連携 ・感染症流行時の感染防止対策の徹底及び排出者への情報提供 |

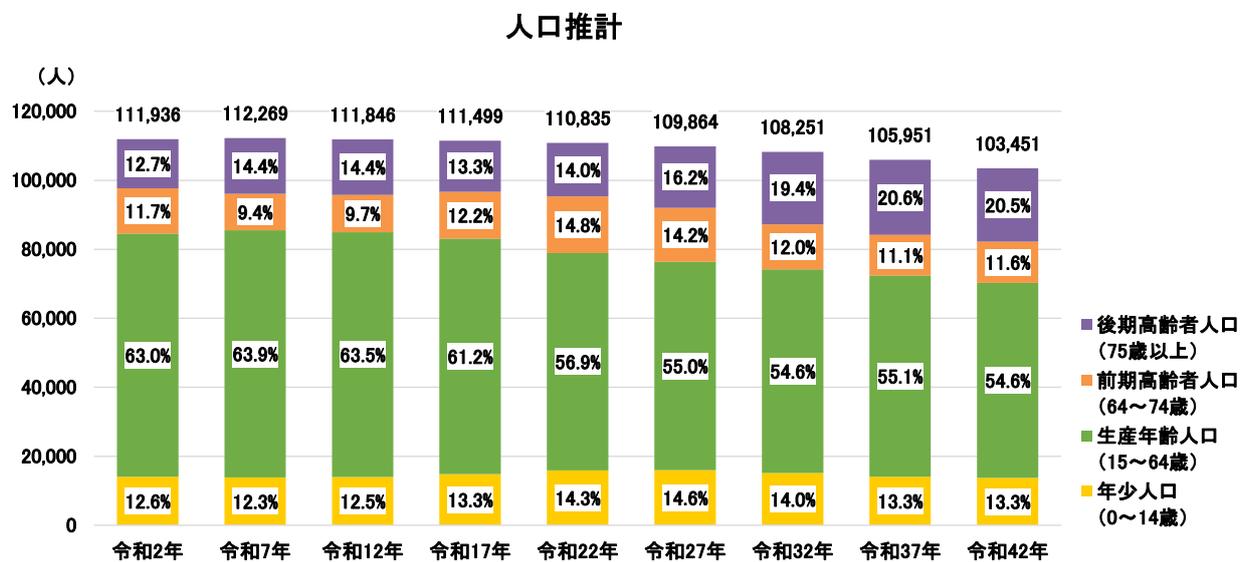
第4章 将来予測

1. 人口の将来予測

令和2年5月に市が策定した人口ビジョンの独自推計では、市の人口は令和7年をピークに減少し始め、令和42年には人口10万人を大きく下回ると推計しています。

これに対し、令和42年までに市民の希望出生率(2.0)を達成することとした場合の令和42年の展望人口は、103,451人となる見込みです。

計画の中間年度となる令和7年までについては、年少人口は減少傾向にあります。また高齢者については、前期高齢者(75歳未満)は減少するものの、後期高齢者(75歳以上)は増加することが予想されます。



出典: 富士見市人口ビジョン(富士見市)

2. 事業所数・従業者数の将来予測

国の推計によると、国内の事業者数は、減少傾向と予測されていますが、市内の事業所数は、産業団地整備や空き店舗の活用・起業支援対策により、ほぼ横ばいで推移していくと予測されます。

また、従業者数は、産業団地整備による企業立地に伴い増加が見込まれます。

3. 土地利用の将来予測

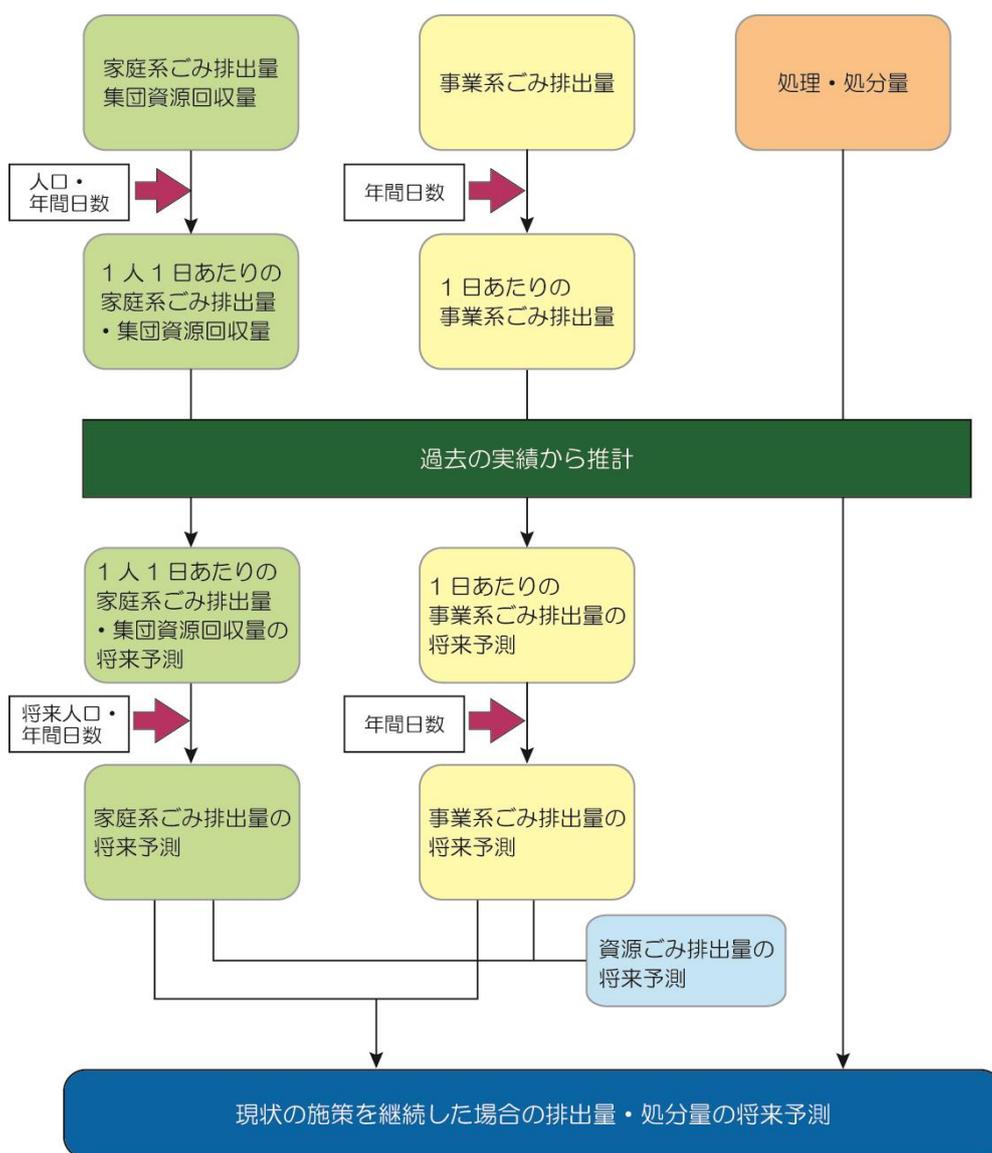
今後の土地利用の変化は、シティゾーンにおける産業団地の整備や、鶴瀬駅周辺の土地区画整理事業等による土地利用が図られるとともに、旧暫定逆線引き地区や、生産緑地地区の解除等により宅地開発が考えられます。

4. ごみ排出量・処理量の将来予測

ごみ処理量の将来予測は、現状の施策の継続により過去の傾向が将来も続いていくと仮定して、ごみの排出量・処分量がどのように変化するかを予測しました。

家庭系ごみは人口変動に関連し、事業系ごみは社会状況等の影響を受けるため、家庭系ごみ（集団回収を含む）と事業系ごみに分類して予測し、次に過去の実績をもとに処分量を予測しました。

ごみ排出量の予測方法のイメージ



(1) 家庭系ごみの将来予測

家庭系ごみは、人口の増加によりごみ量が増加するため、過去の実績をもとに、1人1日あたりの排出量を原単位とし、将来人口を乗じて排出量を予測しました。

家庭系ごみの将来予測値

単位：t/年

| | 令和2 | 令和3 | 令和4 | 令和5 | 令和6 | 令和7 | 令和8 | 令和9 | 令和10 | 令和11 | 令和12 |
|----------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 家庭系ごみ | 23,878 | 23,520 | 23,239 | 22,969 | 22,772 | 22,460 | 22,189 | 21,927 | 21,733 | 21,428 | 21,190 |
| 可燃ごみ | 17,093 | 16,872 | 16,699 | 16,528 | 16,404 | 16,192 | 16,004 | 15,819 | 15,679 | 15,455 | 15,276 |
| 不燃ごみ | 663 | 636 | 611 | 588 | 567 | 544 | 522 | 502 | 483 | 463 | 444 |
| 資源ごみ | 4,230 | 4,175 | 4,136 | 4,101 | 4,081 | 4,042 | 4,011 | 3,982 | 3,967 | 3,933 | 3,911 |
| ビン | 796 | 758 | 724 | 692 | 662 | 631 | 602 | 574 | 549 | 522 | 498 |
| カン | 332 | 327 | 324 | 320 | 318 | 315 | 312 | 309 | 308 | 305 | 302 |
| ペットボトル | 425 | 431 | 438 | 446 | 455 | 462 | 469 | 476 | 485 | 492 | 500 |
| 資源プラスチック | 760 | 767 | 776 | 786 | 797 | 804 | 812 | 821 | 831 | 837 | 845 |
| 紙・布類 | 1,883 | 1,858 | 1,841 | 1,826 | 1,817 | 1,800 | 1,786 | 1,774 | 1,766 | 1,750 | 1,740 |
| 有害ごみ | 34 | 33 | 33 | 32 | 31 | 30 | 29 | 29 | 28 | 27 | 26 |
| 粗大ごみ | 840 | 856 | 873 | 891 | 911 | 926 | 942 | 958 | 977 | 991 | 1,007 |
| 集団資源回収 | 1,052 | 981 | 919 | 861 | 809 | 757 | 710 | 666 | 626 | 587 | 552 |

(2) 事業系ごみの将来予測

事業系ごみは、事業活動の状況によりごみ量が増加するため、過去の実績をもとに、1日あたりの排出量を原単位とし、年間日数を乗じて排出量を予測しました。

事業系ごみの将来予測値

単位：t/年

| 年度 | 令和2 | 令和3 | 令和4 | 令和5 | 令和6 | 令和7 | 令和8 | 令和9 | 令和10 | 令和11 | 令和12 |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 事業系ごみ | 5,393 | 5,399 | 5,419 | 5,438 | 5,470 | 5,473 | 5,483 | 5,492 | 5,517 | 5,512 | 5,522 |

(3) 資源ごみの将来予測

家庭系ごみと事業系ごみの将来予測から資源ごみの排出量を予測しました。

資源ごみの将来予測値

単位：t/年

| | 令和2 | 令和3 | 令和4 | 令和5 | 令和6 | 令和7 | 令和8 | 令和9 | 令和10 | 令和11 | 令和12 |
|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 資源回収量 | 5,282 | 5,156 | 5,055 | 4,962 | 4,890 | 4,799 | 4,720 | 4,648 | 4,594 | 4,519 | 4,462 |
| 資源ごみ | 4,230 | 4,175 | 4,136 | 4,101 | 4,081 | 4,042 | 4,011 | 3,982 | 3,967 | 3,933 | 3,911 |
| 集団資源回収 | 1,052 | 981 | 919 | 861 | 809 | 757 | 710 | 666 | 626 | 587 | 552 |

※家庭系資源ごみ（集団資源回収を含む。）と事業系資源ごみの合計値です。

(4) 処分量の将来予測

過去の実績をもとに最終処分量を予測しました。

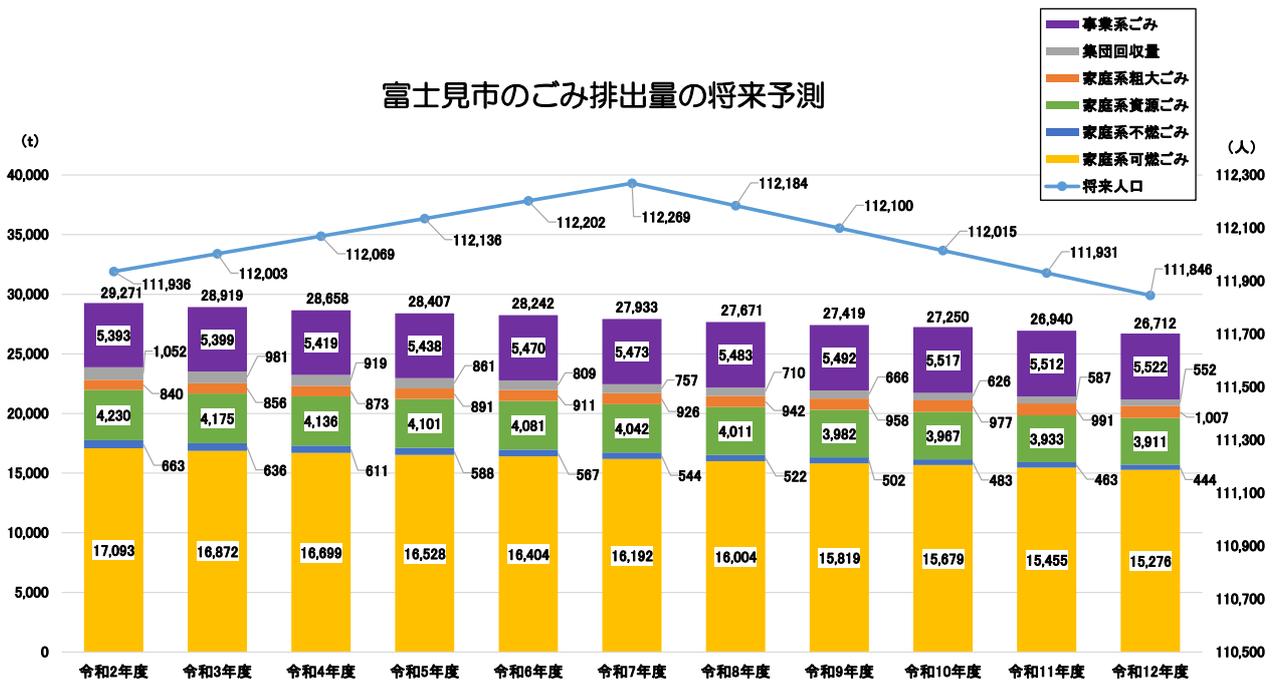
最終処分量の将来予測値

単位：t/年

| 年度 | 令和2 | 令和3 | 令和4 | 令和5 | 令和6 | 令和7 | 令和8 | 令和9 | 令和10 | 令和11 | 令和12 |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 最終処分量 | 1,175 | 1,172 | 1,173 | 1,173 | 1,177 | 1,175 | 1,174 | 1,173 | 1,175 | 1,171 | 1,170 |

現状の施策を継続した場合の予測結果は、次のとおりです。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響から通信販売やデリバリー、テイクアウトの利用、テレワークやローテーション勤務など「新しい生活様式」により、排出されるごみの傾向を注視していく必要がありますが、将来の長期的な傾向について、これまで5年間のトレンドが大きく変わることはない想定しました。



第5章 第3次基本計画

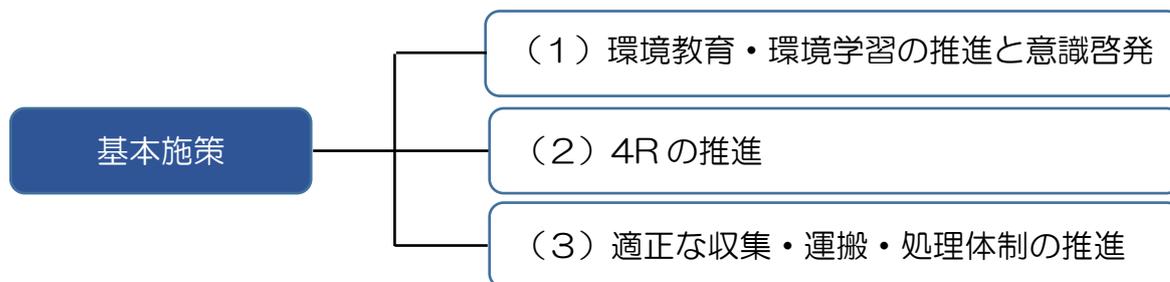
1. 基本理念・基本施策

国は、気候変動問題に対し、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、「脱炭素社会」の実現を目指した取組を加速しようとしています。一般廃棄物処理においては、廃棄物の発生抑制、資源循環の再生利用などを行い、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷を限りなく減らししていくことが求められております。これは、脱炭素社会の実現に向けた取組の一つであり、市は、市民、事業者とともに、取組をより強化、拡充しながら進めていく必要があります。

これまで本市は、2次計画の目標達成に向けて取り組んできましたが、一定の効果はあったものの残念ながら目標を達成できていない状況です。そこで、これまでの取組の評価を踏まえ、市民、事業者、行政が協働し、これまで以上に取り組みを強化していく必要があることから、基本理念を次のとおりとします。

「市民協働で身近な環境を守り育て、循環型のごみの少ないまちづくりを進めます。」

基本理念に基づき、目標達成に向け、以下の基本施策に取り組みます。



2. 数値目標

① 家庭系ごみの目標

家庭系ごみは推測値において減少すると見込まれますが、家庭系ごみには厨芥類が約 16%含まれていることから、水切りの推進により厨芥類の減量化を促すほか、資源ごみの発生抑制を図ることで令和 12 年度家庭系ごみ排出予測 1 人 1 日の家庭ごみより 9g 削減することを目標とし、以下のとおり目標を設定しました。

| 項目 | 令和元年度 実績 | 令和 7 年度 目標 | 令和 12 年度 目標 |
|---------------------------------|-------------|--------------------|--------------------|
| 人口 (人) | 111,674 | [112,269] | [111,846] |
| 家庭系ごみ排出量 (t) | 24,325 | 22,515 [22,460] | 20,820 [21,190] |
| 増減率 (%) | — | -7.4 | -14.4 |
| 1 人 1 日あたりの家庭系生活ごみ排出量 (g) ※3 | 597 | 549 | 510 |
| 増減率 (%) | — | -8.0 | -14.6 |

※1 []内の数値は、今回の改定による推計値です（第 1 編第 4 章将来予測より）。

※2 増減率は令和元年度に対する数値です。

※3 1 人 1 日あたりの家庭系生活ごみ排出量 = (家庭系可燃ごみ + 不燃ごみ + 粗大ごみ + 資源ごみ + 集団資源回収量) ÷ 人口 ÷ 年間日数

② 事業系ごみの目標

事業系ごみは、近年増加の傾向が見られ、推測値においても同様の傾向が見込まれますが、排出者責任に基づく適正な処理及び減量化・再資源化を促し、令和 12 年度事業系ごみ排出予測より 416 t 削減することを目標とし以下のとおり目標を設定しました。

| 項目 | 令和元年度 実績 | 令和 7 年度 目標 | 令和 12 年度 目標 |
|--------------|-------------|------------------|------------------|
| 事業系ごみ排出量 (t) | 5,314 | 5,201 [5,473] | 5,106 [5,522] |
| 増減率 (%) | — | -2.1 | -3.9 |

※1 []内の数値は、今回の改定による推計値です（第 1 編第 4 章将来予測より）。

※2 増減率は、令和元年度に対する数値です。

③ 最終処分量の目標

最終処分量は、志木地区衛生組合一般廃棄物処理基本計画で設定されている約 6%削減する目標値を基準とし、目標を設定しました。

限りある最終処分場の長寿命化を図るため、4Rを推進し、総排出量を減らすことで、最終処分量の削減を図ります。

| 項目 | 令和元年度 実績 | 令和7年度 目標 | 令和12年度 目標 |
|-----------|-------------|------------------|------------------|
| 最終処分量 (t) | 1,078 | 1,126 [1,175] | 1,086 [1,170] |

※ []内の数値は、今回の改定による推計値です（第1編第4章将来予測より）。

④ 全体の目標

前掲までの目標値から、ごみの総排出量及び資源化率の目標を以下のとおり設定しました。

| 項目 | 令和元年度 実績 | 令和7年度 目標 | 令和12年度 目標 |
|-----------------------|-------------|--------------------|--------------------|
| 人口 (人) | 111,674 | 112,269 | 111,846 |
| ごみの総排出量 (t) | 29,639 | 27,716 [27,933] | 25,926 [26,712] |
| 増減率 (%) | — | -6.5 | -12.5 |
| 1人1日あたりのごみ排出量 (g/人・日) | 727 | 676 | 635 |
| 増減率 (%) | — | -7.0 | -12.7 |
| 資源化率 (%) | 18.3 | 19.7 | 21.1 |

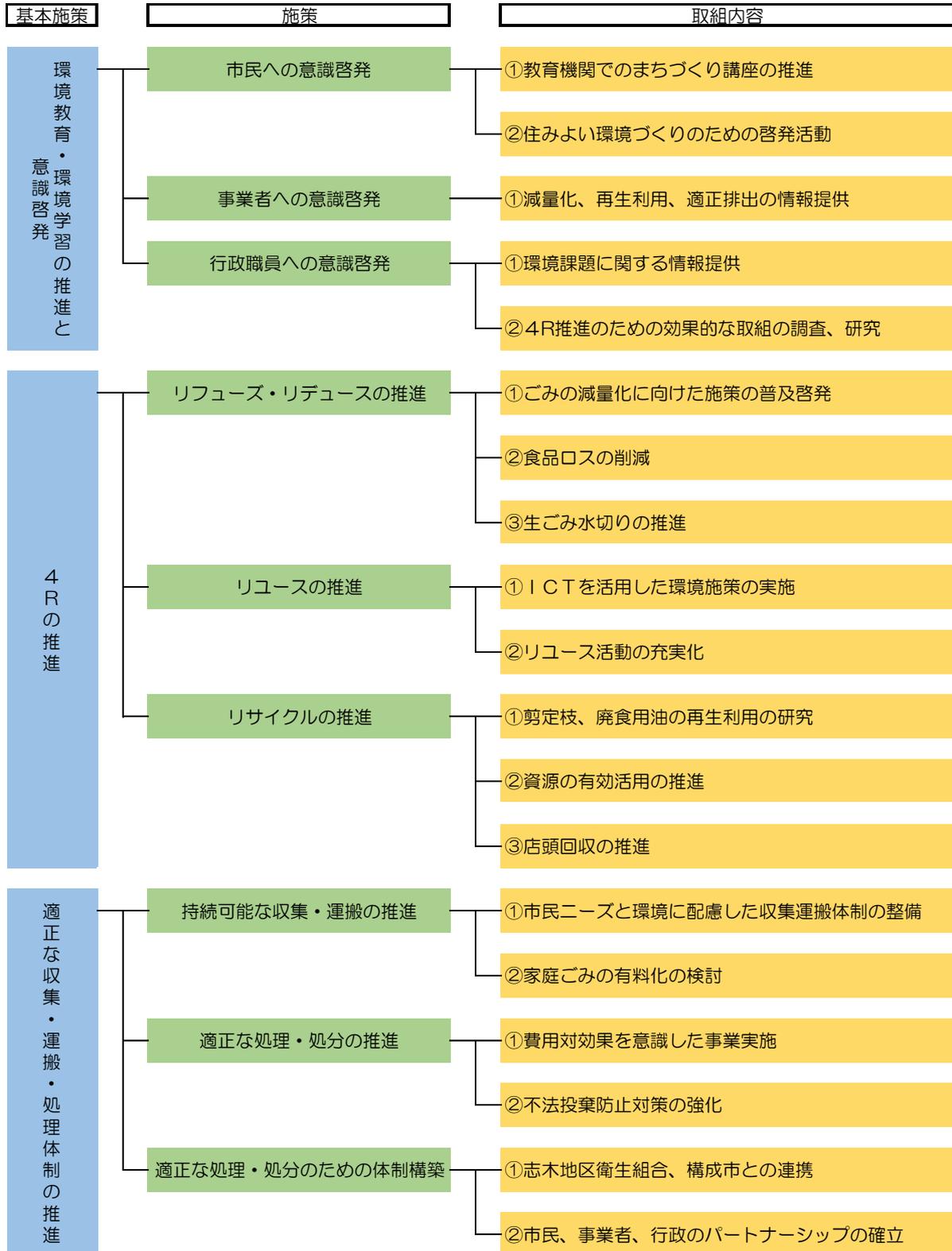
※1 []内の数値は、今回の改定による推計値です（第1編第4章将来予測より）。

※2 増減率は、令和元年度に対する数値です。

※3 1人1日あたりのごみ排出量 = (家庭系ごみ + 事業系ごみ) ÷ 人口 ÷ 年間日数

3. 施策の体系

本計画では、3つの基本施策に基づき、各取組の展開を図ることとします。



施策の体系図

4. 目標達成に向けた取組

前掲の施策の体系のとおり、目標達成に向けた取組を展開します。本計画推進により課題解決に取り組むことでSDGsの達成にも貢献していきます。

関連する目標については以下のとおりです。より関係性が深いものについては大きく表示しています。



(1) 環境教育・環境学習の推進と意識啓発

1) 市民への意識啓発

① 教育機関でのまちづくり講座の推進

幼少期から環境に関心を持つことが重要なことから、教育機関でのまちづくり講座を推進します。

* 実績 *

- ・小学校を中心としたまちづくり講座を実施しています。

* 課題 *

- ・まちづくり講座の開催数を増加させる必要があります。
- ・現状に沿った環境問題への関心を持たせるまちづくり講座の実施が求められており、講座内容の再考が必要となります。

* 主な取組 *

- ・学校を中心とした環境学習の充実を図るとともにまちづくり講座実施を働きかけます。
- ・環境問題に沿った内容の教育教材の提供を検討します。

② 住みよい環境づくりのための啓発活動

本市の環境課題の解消に向けて、地域住民の環境に関する意識醸成が必要となります。市民一人ひとりがごみの減量化・資源化に取り組んでもらうために、意識を高める働きかけを行っていきます。

* 実績 *

- 地域活動団体に対するまちづくり講座を開催しています。
- 各種街頭活動を実施しています。
- 市民会議と共催による環境講座を実施しています。
- ごみ分別アプリの配信を行っています。
- 富士見ふるさと祭りでは、エコバッグ・エコマーク（環境に配慮した商品）付のボールペン、ノートの配布を行っています。

* 課題 *

- 地域のごみに対する問題や要望を把握することが必要です。
- より効果的な啓発方法の検討が必要です。

* 主な取組 *

- アンケートモニター制度を活用し市民意識調査を実施します。
- ごみ分別アプリの周知を図ります。
- 地域のニーズに合った啓発活動を実施します。

2) 事業者への意識啓発

① 減量化、再生利用、適正排出の情報提供

事業系ごみの排出量が増加傾向にあるため、その抑制に取り組んでいくことが必要です。そのため、事業者によるごみの減量化・再資源化の促進、並びに環境保全活動を啓発していきます。

* 実績 *

- ・排出量がおおむね月4 t を超える事業者を多量排出事業者の認定を行っています。
- ・他市町と共同でエコアクション21 認定・登録研修会を共催しています。

* 課題 *

- ・事業系ごみの減量化・再資源化が課題となります。
- ・事業系ごみの減量化・再資源化を促進するために、環境マネジメントシステムへの関心を高める必要があります。
- ・シティゾーンにおける産業団地整備にあたり、事業者の自主的な環境負荷低減の取り組みを支援するため事業者に対する対応と検討が求められます。

* 主な取組 *

- ・商工会や収集委託業者を通じ、市内事業者に対して再資源化施設や再利用施設の情報の提供や、減量化メニューの提案といった減量化に向けた取組を実施します。
- ・エコアクション21、ISO14001など、事業者の自主的な環境負荷低減の支援を検討します。
- ・産業団地の参入業者に対し、ごみ減量化と再資源化に関する情報提供を行います。

3) 行政職員への意識啓発

① 環境課題に関する情報提供

行政においても、市民や事業者の見本となるよう、職員一人ひとりの環境配慮行動を啓発していくことが必要です。

* 実績 *

- ・プラスチックごみ削減のため、会議で使用する飲物は、ペットボトル飲料を控え、紙パック・缶を使用するようにしています。
- ・第3次地球温暖化対策実行計画（事務事業編）を策定し、ペーパーレス化を推進しています。
- ・古紙配分率の高い用紙を使用しています。
- ・公共施設の生ごみの堆肥化をしています。

* 課題 *

- 市民や事業者の見本となるよう、職員一人一人の環境配慮行動を啓発していくことが必要です。
- 紙媒体を抑制するため ICT を活用した事業運営が求められます。

* 主な取組 *

- 職員を対象とした研修や情報提供を行い、グリーン購入を推進します。
- 電子媒体を活用したペーパーレス化を推進します。
- 環境に配慮した物品を購入します。
- マイバック、マイボトルの持参によるプラスチックごみを削減します。

② 4R 推進のための効果的な取組の調査、研究

本市のごみの減量化・再資源化を推進するため、4Rの取組の促進が必要です。本市の特性と合致した効果的な取組の調査・研究を行うとともに、市民や事業者に進捗状況や成果について情報提供を行っていきます。

* 実績 *

- 地球温暖化対策実行計画（事務事業編）に基づき研修を実施しています。

* 課題 *

- 更なる推進を図るため、より効果的で実行しやすい取組が求められます。

* 主な取組 *

- 本市の特性に合った効果的な取組の調査・研究し、市民や事業者に進捗状況や成果について情報提供します。

(2) 4Rの推進

1) リフューズ・リデュースの推進

① ごみの減量に向けた施策の普及啓発

ごみの減量化対策として、不要なものをもらわない、ごみとなるものを使わないようにするライフスタイルの転換を図っていきます。

* 実績 *

- ごみ減量化・再資源化に関する情報を発信しています。

* 課題 *

- ごみ減量化対策として、ごみの発生を抑制する取組の検討が必要です。

* 主な取組 *

- 必要なものを必要な分だけ買う、買い物ときはマイバッグを持参する、レジ袋や過剰包装を断るなど、ごみ減量化に向けたライフスタイルの見直しの啓発を推進します。

② 食品ロスの削減

ごみ減量化のため、事業者と協力した食品ロス削減の取組を推進していきます。

* 実績 *

- 家庭で余っている食品を持ち寄り福祉団体などに寄贈するフードドライブを実施しています。
- ホームページを活用し、食べきりタイムの周知を図っています。

* 課題 *

- 食品ロスに関する市民へのさらなる周知が必要です。
- 食品ロス削減のため、事業者との協力が求められます。
- 食品ロスを削減する取組を実施する事業者と連携することが必要です。

* 主な取組 *

- フードドライブの実施場所を拡大し、市民が利用しやすい方法を検討します。
- 使い切りレシピを作成し、周知していきます。
- 市内飲食店に対し余った料理の持ち帰りを推奨します。
- ポスターなどを作成し、食べきりタイムを周知していきます。

③ 生ごみ水切りの推進

家庭から排出される生ごみの減量化を図るため、家庭で手軽にできる生ごみ処理の方法を検討します。

* 実績 *

- 富士見市地球温暖化防止及び生ごみ水切り推進運動街頭キャンペーンや市内公共施設で生ごみ水切りネットを配布しました。

* 課題 *

- 生ごみの減量化には水切りが有効な手段であるため、多くの人が取り組みやすい方法を検討する必要があります。
- 家庭での生ごみ処理の促進が求められます。

* 主な取組 *

- 複数の水切りグッズを使用し、モニター参加者に配布後、水切りグッズの使いやすさ等のアンケートを行うことで、市民が利用しやすい水切り方法を検討します。
- 家庭から排出される生ごみの減量化を図るため、家庭で手軽にできる生ごみ処理の方法を検討します。

2) リユースの推進

① ICT を活用した環境施策の実施

家庭から出るリユース品が広く活用されることが、ごみ減量化の取組の一つとなります。ICT

を活用して、製品・商品の再使用の推進を図っていきます。

* 実績 *

- ・広報富士見にリユースを目的とした「ゆずります・ゆずってください」コーナーを掲載しています。

* 課題 *

- ・広報のほか広くリユースを促す仕組みづくりが必要です。

* 主な取組 *

- ・掲示板アプリやフリマアプリを活用して製品・商品の再利用の推進を図ります。
- ・「ゆずります・ゆずってください」事業についても、ホームページを活用して情報の発信と収集を行います。

② リユース活動の充実

ごみ減量化のため、従来のリユース活動のさらなる充実が求められます。物品の入れ替えが多い時期や対象者に合った方法を検討し、リユース活動の場を広げていきます。

* 実績 *

- ・富士見ふるさと祭りでフリーマーケットブースを設置しています。

* 課題 *

- ・富士見ふるさと祭り以外でも、フリーマーケットやバザー等でのリユース活動の取組の支援を検討することが必要です。
- ・就学、卒業時は、服や日用品家具家電等の入れ替えが多くなるため、不要となる物を必要とする人に橋渡しできる取組が必要です。
- ・環境に関するアンケートを通じて、リユース活動の取組の満足度・充実度を把握し、施策に反映させる必要があります。

* 主な取組 *

- ・地域開催のフリーマーケットやバザーの支援について検討します。

- ・エコビンテージバンク（おさがりバンク）については社会福祉協議会、こども未来応援センターと連携し、事業の展開を図るとともに利用しやすい方法を検討します。
- ・フリーマーケット利用者や ICT を活用したリユースに関する満足度を調査し、製品の再利用につながる施策を検討します。

3) リサイクルの推進

① 剪定枝、廃食用油の再生利用の研究

ごみの減量化対策として、資源循環が重要となります。剪定枝や廃食用油の資源化の促進を図ります。

* 実績 *

- ・公園の剪定枝のチップ化及び公立保育園の廃食用油の資源化を行っています。

* 課題 *

- ・公園以外の剪定枝等についても利活用方法の検討が求められています。

* 主な取組 *

- ・公立保育園での廃食用油の資源化を継続するとともに、家庭から排出される剪定枝等、木くず類や廃食用油の再資源化、収集方法等について調査研究します。

② 資源の有効活用の推進

家庭から排出される資源ごみを資源化する取組を浸透させるため、市で行っている集団資源回収や処理困難物の拠点回収の利用拡大を図ります。

* 実績 *

- ・集団資源回収を奨励しています。
- ・平成 14 年から処理困難物の拠点回収を実施しています。

* 課題 *

- ・集団資源回収実施団体数については横ばい傾向ですが、回収量は年々減少傾向にあることが

課題となります。

- 処理困難物適正排出については、市民のニーズを踏まえながら適切な体制で実施することが求められます。

* 主な取組 *

- 広報富士見、市ホームページ、ごみ分別アプリやまちづくり講座を通じ、集団資源回収の実施を周知し、実施団体及び回収量の増加を図ります。
- 適正な分別・排出の促進を図るため、広報富士見、市ホームページやごみ分別アプリを活用して処分方法を周知するとともに、処理困難物の効果的かつ効率的な回収方法を研究します。

③ 容器包装の店頭回収の推進

資源化の向上を図るため、市民が資源化に取り組みやすい環境づくりのため、店頭回収の推進を図ります。

* 課題 *

- 店頭回収BOX設置店舗の拡大並びに市民の積極的な利用を推進するための環境づくりを検討する必要があります。

* 主な取組 *

- 店頭回収BOXの設置場所のパンフレットの作成し、市民の積極的な利用を推進します。

(3) 適正な収集・運搬・処理体制の推進

1) 持続可能な収集・運搬の推進

① 市民ニーズと環境に配慮した収集運搬体制の整備

本市で生活する全ての人々がごみ出しをしやすい収集体制を構築するとともに、温室効果ガスの排出を抑制できるよう、運搬体制の整備を図ります。

* 実績 *

- ・家庭から排出されるごみは、地域・曜日ごとに収集を行い、中間処理施設及びリサイクル会社に搬入しています。また粗大ごみは、予約制により戸別収集を行っているほか、市民による中間処理施設への直接搬入も行っています。
- ・高齢者や障がい者への日常生活支援を目的としてふれあい収集を継続し、見守り活動を実施しています。

* 課題 *

- ・地球温暖化対策として温室効果ガス排出量の削減に寄与するため、委託業者、定期資源回収業者と連携し、収集運搬の合理化・効率化を推進することが求められます。
- ・ふれあい収集は高齢者等の増加により、利用者の増加が見込まれ、適正な収集体制が必要です。

* 主な取組 *

- ・委託業者、定期資源回収業者及び志木地区衛生組合と協議し、収集運搬体制の見直しと収集運搬の合理化・効率化について検討します。
- ・ふれあい収集は、高齢者等の生活状況や、今後の利用者の増加に合わせた収集体制の見直しを検討します。

② 家庭ごみの有料化の検討

ごみの排出量に応じた負担を公平化し、ごみの排出抑制を図る観点から、家庭ごみ有料化制度の導入について検討します。

* 実績 *

- ・志木地区衛生組合及び構成市である志木市、新座市と家庭ごみ有料化の導入について検討しました。

* 課題 *

- ・検討の結果として「ごみの分別が不十分」「ごみの不法投棄・不適切排出対策」などの課題が挙げられたことから、構成市がそれぞれの実情を踏まえ持続可能なごみ収集・処理体制を維持できるようにしていくことが課題です。

* 主な取組 *

- ・将来的な選択肢として家庭ごみ有料化について、他事例も参考にしながら関係団体等と検討します。

2) 適正な処理・処分の推進

① 費用対効果を意識した事業実施

費用対効果の分析による、ごみ処理経費の低減方策の検討。ごみの収集・処理に関する現行体制の見直しなど、効果的・効率的な収集・運搬体制の検討が必要です。

* 課題 *

- ・ごみ排出量は減少傾向にありますが、ごみ処理に係る処理経費が増加傾向にあることが課題です。

* 主な取組 *

- ・ごみ処理経費の軽減方策の検討及び体制の見直しを検討します。

② 不法投棄防止対策の強化

不法投棄は、まちの美観を害するだけでなく、法令で禁止され、違反した場合は罰則規定もあります。不法投棄の撲滅を目指し、対策を強化していきます。

* 実績 *

- ・市では、不法投棄撲滅を目指し、県と連携して不法投棄パトロールを実施しています。

* 課題 *

- ・依然として不法投棄がなくなる状況から一層のパトロールが必要です。
- ・不法投棄されやすい場所を把握し、より効果的な不法投棄防止対策が必要です。

* 取組 *

- ・適切なおみの出し方を周知することによる、不法投棄防止対策に努めます。
- ・不法投棄されやすい場所での監視体制を強化し、不法投棄防止対策に努めます。
- ・ごみ集積所管理システムやごみ分別アプリの通報機能を活用し、不法投棄されやすい場所を特定することで、パトロール等の強化と合わせ、不法投棄防止対策を推進します。

3) 適正な処理・処分のための体制構築

① 志木地区衛生組合、構成市との連携

本市から排出されるごみの大半は志木地区衛生組合に搬入されることから、志木地区衛生組合及び構成市である新座市、志木市との連携を強化していきます。

* 実績 *

- ・ごみの排出量、再資源化量、処理経費、ごみの組成等について、毎年調査を行い、国及び県に報告しています。また、市環境報告書「富士見市の環境」に掲載しホームページ等で市民に情報提供しています。

* 課題 *

- ・本市のごみ排出状況をモニタリングするため、志木地区衛生組合及び構成市と連携を図る必

要があります。

- 事業系ごみの排出量は増加傾向にあり、その減量化対策が必要です。
- 近年、大規模な自然災害が頻発し、それによる災害廃棄物の迅速な処理、対応が求められます。

* 主な取組 *

- ごみ減量化・再資源化に関する調査を継続し、志木地区衛生組合及び構成市と情報を共有し、施策の展開を行います。
- 事業系ごみの排出抑制や減量化に向けた基礎資料とするため、事業者等に実態調査を行います。
- 災害廃棄物処理計画を策定し、分別・再資源化や作業の安全確保を図りながら、関係機関等と連携し、災害廃棄物を円滑に処理できる体制の構築に努めます。

② 市民、事業者、行政のパートナーシップの確立

市民、事業者、行政による協働は、単にごみの減量化・再資源化だけでなく、地球規模のあらゆる環境課題に一丸となって取り組むためにも重要であることから三者のパートナーシップの確立を図っていきます。

* 実績 *

- 環境施策推進市民会議を中心に協働で事業を実施しています。

* 課題 *

- 市民、事業者、行政がそれぞれの役割を理解するとともに、三者が連携することが重要です。
- 事業者に対し事業系ごみ削減に向けた一層の取組が求められます。

* 主な取組 *

- 市民、事業者、行政の連携を深化し、様々な分野でパートナーシップによる取組を推進します。
- 商工会、商店会連合会や地域団体等と連携し、事業系ごみの減量化・再資源化の拡大に向けた取組を推進します。

5. 市民・事業者・行政の役割

基本理念である「市民協働で身近な環境を守り育て、循環型のまちづくりを進めます。」を達成するためには、市民・事業者・行政が、それぞれの役割を認識し、行動することが重要です。三者が相互に協働・連携することによって、目標達成に向けた各取組は、相乗的な効果を得ることができま

【 市民の役割 】

市民は、自らが廃棄物の排出者であることを自覚し、自らのライフスタイルの見直しを行い、発生抑制・再利用・再資源化・ごみになるものを断る4Rを推進するにあたって、中心的な役割を担っていくこととなります。また、ごみ処理についても分別等ルールを遵守し、適正に処理することが必要です。

このことから、市民は消費・廃棄の段階で積極的な行動が求められます。

【 事業者の役割 】

生産に際しては、環境負荷の軽減や資源の浪費を抑制し、再使用や再資源化を考慮した商品開発が求められ、商品の流通、販売に際しては、環境にやさしい商品を取り揃え、使い終わった後の容器などの回収ルートや再資源化システムの整備を進めることが必要です。

事業活動を通して排出するごみについては、排出者責任を踏まえ自ら適正に処理し、資源の有効活用を進め、事業者間で協力しいながら循環型社会を実現するための中心的な役割を担っていく必要があります。

このことから、事業者は、生産・流通・消費・廃棄の段階で積極的な行動が求められます。

【 行政の役割 】

行政は、市民・事業者の行動を支援し、具体的な行動に結びつけていくための重要な役割を担っています。

4Rの推進にあたり、現状の取組にとどまることなく、事業の効果を検証し、施策の見直しや新たな取組の検討を行い、各種施策の周知徹底と事業の充実を図るとともに、新たな施策を展開することで、循環型社会を構築します。

また、自らも事業者として地域の環境保全と産業振興を促進する立場から、グリーン購入やグリーン契約などを通じてリユース製品、リサイクル製品等の優先的な調達など循環型社会に向けた行動を率先して行います。

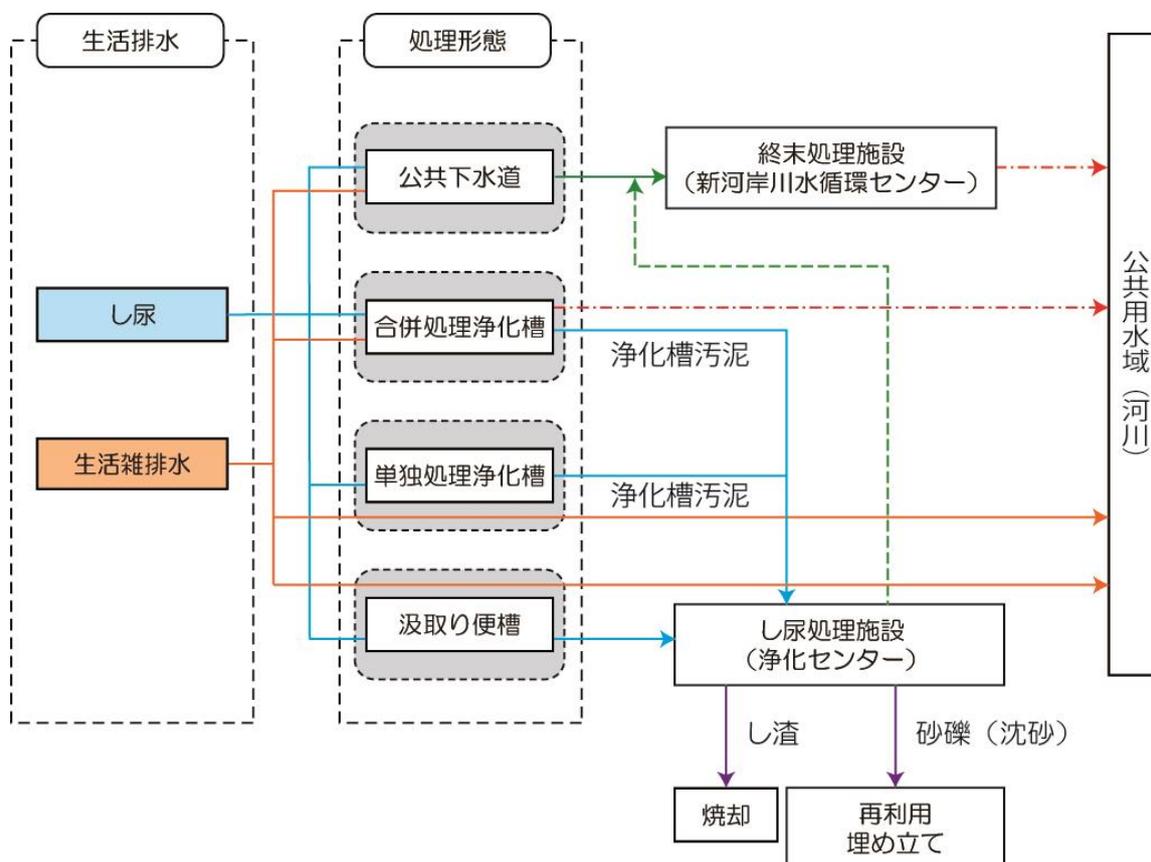
第2編 生活排水処理基本計画

第1章 生活排水処理の現状

1. 生活排水処理フロー

生活排水処理について、し尿は、公共下水道、合併処理浄化槽、単独処理浄化槽またはし尿処理施設による処理を経て、河川に放流等されています。

一方、生活雑排水は、単独処理浄化槽と汲取りを除き、公共下水道または合併処理浄化槽による処理を経て、河川に放流等されています。



2. 生活排水の処理状況

(1) 公共下水道

公共下水道の整備による水洗化人口や普及率等は、次のとおりです。

| 年度 | 平成 22 | 平成 23 | 平成 24 | 平成 25 | 平成 26 |
|-------------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 処理区域面積 (ha) | 843.97 | 875.49 | 897.75 | 920.39 | 975.19 |
| 総人口 (人) | 105,754 | 106,130 | 107,990 | 108,895 | 109,395 |
| 処理区域内人口 (人) | 98,365 | 99,279 | 101,457 | 102,892 | 105,090 |
| 水洗化人口 (人) | 94,200 | 95,528 | 97,917 | 99,805 | 100,138 |
| 普及率 (%) | 93.0 | 93.5 | 94.0 | 94.5 | 96.1 |
| 水洗化率 (%) | 95.8 | 96.2 | 96.5 | 97.0 | 95.3 |

| 年度 | 平成 27 | 平成 28 | 平成 29 | 平成 30 | 令和元 |
|-------------|---------|----------|----------|----------|----------|
| 処理区域面積 (ha) | 997.26 | 1,015.63 | 1,024.06 | 1,030.03 | 1,047.62 |
| 総人口 (人) | 110,174 | 110,650 | 111,016 | 111,463 | 111,963 |
| 処理区域内人口 (人) | 107,916 | 108,629 | 109,050 | 109,691 | 110,094 |
| 水洗化人口 (人) | 103,248 | 103,893 | 105,187 | 108,701 | 109,103 |
| 普及率 (%) | 98 | 98.2 | 98.2 | 98.4 | 98.4 |
| 水洗化率 (%) | 95.7 | 95.6 | 96.5 | 99.1 | 99.1 |

(2) し尿・浄化槽汚泥

し尿・浄化槽汚泥の処理状況は以下のとおりです。

| 年度 | 平成 22 | 平成 23 | 平成 24 | 平成 25 | 平成 26 |
|-----------------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 総人口 (人) | 107,459 | 107,735 | 107,990 | 108,895 | 109,395 |
| 汲取人口 (人) | 657 | 587 | 495 | 430 | 386 |
| 浄化槽人口 (人) | 10,897 | 11,620 | 9,578 | 9,313 | 8,871 |
| し尿処理量 (kl/年) | 1,156 | 968 | 849 | 697 | 611 |
| 浄化槽汚泥処理量 (kl/年) | 3,959 | 3,823 | 3,197 | 3,157 | 3,255 |

| 年度 | 平成 27 | 平成 28 | 平成 29 | 平成 30 | 令和元 |
|-----------------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 総人口 (人) | 110,174 | 110,650 | 111,016 | 111,463 | 111,936 |
| 汲取人口 (人) | 339 | 323 | 296 | 284 | 270 |
| 浄化槽人口 (人) | 6,587 | 6,434 | 5,753 | 4,812 | 2,178 |
| し尿処理量 (kl/年) | 667 | 583 | 751 | 666 | 667 |
| 浄化槽汚泥処理量 (kl/年) | 2,563 | 2,430 | 1,994 | 1,772 | 1,753 |

施設の概要

| | | |
|--------|---|---------------------------------|
| 施設名称 | 入間東部地区事務組合 浄化センター | |
| 施設所管 | 入間東部地区事務組合 構成市町（2市1町）：富士見市、ふじみ野市、三芳町 | |
| 計画処理能力 | 26kl/日（し尿：3kl/日、浄化槽汚泥：23kl/日） | |
| 処理方式 | 主処理 | 前処理希釈放流方式 |
| | 脱臭処理 | 高・中濃度：生物脱臭＋活性炭吸着 低濃度臭気：活性炭吸着 |
| 希釈水 | 地下水 | |
| 放流先 | 荒川右岸流域公共下水道 | |
| し渣処分方法 | ふじみ野市・三芳町環境センターごみ焼却施設へ搬入 | |
| 汚泥処分方法 | 希釈後公共下水道放流 | |
| 竣工年度 | 平成30年3月 | |

第2章 生活排水処理の基本方針と目標

1. 基本方針

生活排水については、市民の快適な生活環境の確保と、河川等の水質の保全を図るため、引き続き公共下水道の整備を推進します。また、地域の状況等により、合併処理浄化槽による生活排水処理率向上を図ります。

2. 目標

「基本方針」に基づく生活排水処理率の向上を図るため、全ての生活排水を公共下水道または合併処理浄化槽で処理することを目標とし、生活排水の適正処理を積極的に推進していきます。

第3章 生活排水処理の施策

1. 計画的整備と適切な維持管理

(1) 公共下水道の整備

人口や土地利用の動向を踏まえ、公共下水道の整備を推進します。また、公共下水道供用開始区域において、汲取り便槽や浄化槽を利用している世帯に対し、公共下水道への切り替えを促します。

(2) 合併処理浄化槽の普及促進

下水道整備計画の動向を考慮に入れながら汲取り便槽や単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進します。単独浄化槽から合併浄化槽に転換するための費用や浄化槽の法定点検に対する補助制度等も検討していきます。

2. 収集運搬計画

(1) 収集運搬計画

市内で発生するし尿については、迅速かつ衛生的な収集運搬体制を維持します。また、家庭の汲取り便槽から出るし尿の処理については、処理対象人口がゼロになるまで現在の体制を維持しますが、同時に量が少なくなった段階で浄化槽の導入や下水道への接続を促す等の対応も検討していきます。

(2) 収集区域の範囲

収集区域は富士見市全般とします。

3. 処理計画

(1) 処理の目標

下水道整備の状況を考慮しつつ、市内で発生するし尿・浄化槽汚泥の全量を入間東部地区事務組合の浄化センターで適正に処理していきます。

(2) 施設の適正な維持管理

処理施設の適正な維持管理を行うため、今後も入間東部地区事務組合と連携していきます。

(3) 最終処分の目標

し尿処理施設から発生する最終処分の対象物は、受入槽などの水槽内に溜まる砂礫（沈砂）と前処理工程で出るし渣（夾雑物）です。これらは入間東部地区事務組合から搬出され、焼却ないし再利用または埋め立てされます。今後も適正な最終処分体制を維持できるよう入間東部地区事務組合と連携していきます。